

第七十一回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第十八号

昭和四十八年五月三十日(水曜日)

午後一時八分開議

出席委員

委員長 田中正巳君

理事 内海 英男君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

理事 長谷川正三君

有田 喜一君

坂田 道太君

中尾 宏君

藤波 孝生君

山崎 拓君

山崎 謙君

山中 吾郎君

有島 重武君

安里積千代君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

出席府政委員

人事院事務總局 給与局長 尾崎 朝夷君

人事院事務總局 職員局長 中村 博君

文部政務次官 河野 洋平君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部大臣官房 計課長 三角 哲生君

文部省初等中等 教育局長 岩間英太郎君

文部省大学學術 局長 木田 宏君

日本ユネスコ 国内委員会事務總 長 西田龜久夫君

厚生省医務局次 長 信澤 清君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官 青木 英世君

大蔵省理財局局 有財産第二課長 川崎 昭典君

文部省大学學術 局長 大崎 仁君

文部省大学學術 局教職員養成課 長 阿部 充夫君

文部省大学學術 局學術課長 七田 基弘君

労働省労働基準 局監督課長 吉本 実君

自治省財政局指 導課長 福島 深君

文教委員会調査 室長 石田 幸男君

委員の異動

五月三十日

辞任

高見 三郎君

山口 鶴男君

同日

辞任

有田 喜一君

成田 知巳君

五月十六日

東京教育大学保谷農場等の私下げに關する請願

(大野深君紹介)(第四二八二一號)

養護教諭の全校必置に關する請願(岡本富夫君

紹介)(第四三四六六號)

同(山崎拓君紹介)(第四三四七七號)

国立学校設置法等の一部を改正する法律案撤回

に關する請願(小川省吾君紹介)(第四三四八八號)

同(高橋繁君紹介)(第四三四九九號)

同(中川利三郎君紹介)(第四三五〇〇號)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸

学校の教育職員の人材確保に關する特別措置法

案撤回に關する請願(中川利三郎君紹介)(第四

三五五一號)

同(下平正一君紹介)(第四三五二二號)

同(山口鶴男君紹介)(第四三五三三號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

同(山崎謙君紹介)(第四四八四四號)

案撤回に關する請願(勝澤芳雄君紹介)(第四七

六〇〇號)

同(山本政弘君紹介)(第四八七四四號)

大学教職員の増員及び研究、教育条件改善に關

する請願(上原康助君紹介)(第四七六一一號)

女子教職員の育児休暇法制定に關する請願(長

谷川正三君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第四八七五五號)

今回の場合は、それとは変わった意味になってくる、だいたい趣旨が、現行法の「常例の場合とは意味が違ってくるのじゃないか、こう思うのでございませうが、単にただし書きだけを交えるために、「教個」ということばを取って、「常例」という

○木田政府委員　現行の五十三条は、「大学には、
 数個の学部を置くことを常例とする。」ただし書き
 がついておりまして、「ただし、特別の必要があ
 る場合においては、単に一個の学部を置くものを

大学の実態としては必ずしも正確に適合しておる
とは言えない段階であらうかと思ひます。今回
は、その単科の大学を含めまして、学部構成をと
る大学を常例というふうに考えたい、こういう次

○安里委員 五十三条の「学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。」「学部以外の」とありますので、あるいはいまのような趣旨からしますと「学部以外に」といったような感じが

も受けるわけですが、「学部以外の」ということばを使ひましてもやはりいまいましい趣旨に解してよろしうございますか。

○木田政府委員 そのように考えております。

○安里委員 次に、五十九条についてお聞きしたいと思うのです。この間の質問の中で一応触れたのでございますが、学校教育法の五十九条には「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」という規定がございます。これは筑波大学に対しても同様であるとお答えでございましたが、それはそのとおり間違いないでよろしいね。

○木田政府委員 そのとおりでございます。

○安里委員 そろそろと、現在は学部ごとに教授会が置かれておられるのでございます。しかも「重要な事項を審議するため」という一つの職務と申しますか、権限と申しますか、それを付与された教授会というものが置かれておられるが、筑波大学に設けられまゝの教授会というものの、学校教育法に規定されたところの置かなければならない教授会というのは、どこにどういうふうにして置かれるか、どういふ職務権限を持つ機関になりますか。

○木田政府委員 現在の規定も、教授会につきましては、大学に教授会を置くというきわめて大きな規定になっておられるのでございます。また、審議いたします事項も「重要な事項」ということばで、これまた大きな規定になっておられる次第でございます。現在教授会が置かれておりますのは、大学を構成いたします基礎的な単位組織に置かれておられるというふうに考えております。したがって、学部には教授会が置かれるという形になっておりますし、また研究所がございます場合には、研究所に教授会が置かれるということ、大学の構成単位組織に対応して教授会が置かれるというところになっておられる次第でございます。したがって、今回筑波大学につきましても、学部、学系という構成組織を考へることについていたしてございしますが、その学部、学系に教授会が置かれ

るということになっていくであらうというふうに考えます。その構成組織の重要な事項を審議するということになりまゝから、学部につきましてもは学生の教育問題、入学から始まりまして卒業の認定等、教育のプロセスを中心とした重要な事項というものを学群の教授会で検討し、学系につきましてもは研究を中心としたその学系の重要な事項を審議する、こういうことに相ならうかと考えます。

○安里委員 少なくとも現在の教授会は、いろいろ学部内におきまゝ人事権あるいは重要な役割を持つておられるのだと考えております。それが法に示された「重要な事項」ということになると思いますが、そろそろと今度でまゝ筑波大学におきましては、従来の教授会が持つておった、あるいは大学内で自主的にいろいろとなされてきたこれらのことが評議会といたつたものに移る、こういうような感じを持つてわけでございます。従来の教授会が持つておったものを、今度の筑波大学では評議会がやる、あるいはまた人事委員会がやるということになりまして、教授会が持つておった重要な事項の審議というものがそれ以外の機関に移る。したがって、従来の教授会の概念とはずいぶん違つてくるのだ、こういうふうに思うわけですが、そのとおりですか。

○木田政府委員 教授会が担当いたします重要な事項というのは、国公立の大学それぞれによってお取り扱いがやはり区々になっておられるかと考えます。国立大学におきましては、今度提案いたしております筑波大学の場合と、それから従来の一般大学の場合と、教授会によってどう違ふかということでございますが、教授会と評議会との関係におきましては、従来の一般大学の場合と全く同じでございます。ただ筑波大学につきましても、法律の規定で御審議をいたしております点では、人事委員会というものを新たに構成を設けて置きたいというふうに御提案を申し上げておられます。この人事委員会は、学内の人事問題について統一的な審議をし、また個々の教官の人事について、従来の教授会が担当しておりました部分を人

事委員会が担当するというふうに教育公務員特例法の関係部分の手直しをさせていただいておられるのでございます。したがって、教育公務員特例法で規定されております教授会の権限の部分は、従来の教授会から人事委員会に移つておられることははつきり申し上げられるかと思ひます。しかし、それ以外の部分につきましては、法律制度上は違ひがございせん。あとは学内の運用上の問題において、どのような運用をされるかというところにかかわつてくると思ひます。その点では現在でも、国公立の大学の教授会が、それぞれの大学の事情によって取り上げておられます審議内容が異なるというのと同じことであらうかと考えます。

○安里委員 従来の評議会の法的な根拠と申しますが、それはどういふことになっておりますか。今度の筑波大学法案におきましては評議会というものが法定されますが、従来の評議会といふものはどういふ性格で、どういふ根拠に基づいて設けられておられるのでしょうか。

○木田政府委員 現在、国立学校に置かれております評議員会は、国立学校設置法の十三条に規定してございまして、委任の規定を受けて、国公立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。というこの十三条の委任規定を受けて、文部省令で、「国立大学の評議会に關する暫定措置を定める規則」という規則をもちまして組織しておられるのでございます。これは、大学の機関といたしましては、現在も実効上一番大事な大学の管理組織といふふうに位置づけられており、運用もされておりますので、今回、筑波大学の組織を考へます際に、人事委員会、参与会とともに、法律の上で明確に規定をさせていただく、このようにいたした次第でございます。

○安里委員 法のいい悪いは実は別問題といたしまして、現在の評議員会といふものは法定はされてない。法の委任で設置法の十三条で、十三条に基づいて文部省令で、規則に委任をされておる。委任のもとに生まれたところの評議員

会が、おっしゃるやうに非常に重要な管理、運営上の部面を持つておった。それを今回法定をする。筑波大学を設置するにあたりまして法定するという趣旨はわかるのでありますが、規則に委任されたので、大学が――文部省においてあつたものをつくる。これも確かに場合によりましては、あの委任規定によりまして、文部省の専管と申しますか、いろいろな大学の管理、運営に作用する場合もなしとせん。したがって、それを法定化するといふことは、一応うなづける問題ではございますが、あとでちよつと触れるのでございしますが、いまこの筑波大学をつくる機会にこの制度を法定化するといふことも、これは理想として、あるいはいい悪いは別といたしまして、私はもっと根本的に、従来の規則に委任をしておりまして、規則の委任から生まれたところの委員会、つまり大学の管理に關する基本的な問題といふものが、本来それが法定されるべきものであつて、これが従来文部省令に委任をされておつたといふこと自体の中に、私はまずさがあつたのではないかと思ひます。ですから、根本的な管理規定に對する基本的な方向づけといふものが考えらるべきでないか。したがって、ただそれを部分的に、いままでの評議員会は文部省令で、委任されておつた、今度だけは法定する。ここにも割り切れない問題もあつたので、根本的に管理に對するところの基本的な方向づけといふものが出されまゝならば、その時期において、この筑波大学に對する問題も移せばいいのではないか、この原則を受けて。そうすると、今度の改正においてそういうふうなものをしつて取り上げて、筑波大学だけに法定をするといふようなことは、立法技術においても趣旨一貫しない問題じゃないか。いいか悪いかは別の問題としまして、いまの制度を維持しますならば、設置法の十三条の適用のいまの委任に基づいて、筑波大学に付して特別の規定を設ければ、まあ国会の審議にあつた問題が起ころぬでもいいんじゃないか。それがいいか悪いかは別でございま

すよ。法のたてまえの筋から言いますならば、そうすべきではないだろうか。その基本的な管理的な規定というものが審議されずに、あるいはつくられずに、一部だけ取り上げてこういう規定を設けるということに、どうも割り切れぬものが生まれてくるわけです。これに対する文部当局の基本的な考えをお聞きしたい。

○木田政府委員 御指摘のように、大学制度につきましても国立学校を通じていろいろな問題点を考えた上で処理をしていくというの、また私どもも考えていくべき一つの取り組み方だ、このようには考えるのでございます。

しかしまた、大学は、同じ大学といっておきましてもいろいろな歴史も持ち、それぞれの専門領域あるいはその教官の構成のあり方等によりまして、それぞれ個性のある実態を持っているものでございまして、この大学の改革というものを考えた場合には、どうしても特定の大学の特定の具体問題をどう改善するかということに私どもも十分耳を傾け、それに対応していくということでも一歩一歩改革を進めていくことが必要であるというふうにも考えるのでございます。

今回、私も大学改革について取り組みます姿勢は、やはり大学は、国立の大学だから国の立場で一律にこうでなければならぬという面だけでなく、むしろそれよりも個々の大学の具体的な要請でいろいろなことをつづいていきたいという試みを育てる、そういう意味で、この筑波大学に取り組んでおるものでございますから、筑波大学として一つの望ましいあり方を考えたら、どういう大学の構成単位をとり、どのような組織にするか、その意味で問題をとり上げ、確かに国立大学全体ということから見ると、一般の評議会は省令できめておるのに、この部分だけ法律で御審議を願うというのは、バランスもおかしいという面もございまして、筑波大学の今回の学群、学系という新たな組織をとることに伴います大学の教育、研究の運営を、こういう仕組みで考えておりますという御審議をいただきますためには、筑波大学の

場合に、やはり法律上の課題として評議会の位置づけも考え、また人事委員会の位置づけも考え、教授会との関係等を御議論をいただくことが適切であろう、こう考えた次第でございまして。

○安里委員 管理体制というものは、一定の型にはめた管理体制をとることがいいか悪いかということも、確かにおっしゃるとおりだと思います。大学のそれぞれの自主性、学問の自由と大学の自治というものを考えた場合には、面におきましては、面一なところの一つの形を持ってこれに当てはめる、強制するわけではございませんが、問題は、この筑波大学に御関係いたしました、教育大学が、このあり方に対しては、私にはあると申すので、抵抗と申しますか、私はあると思うのです。それは文部当局としてもよく御存じだと思っております。これに對します一番強い、大学側からの、あるいはまた他の大学、ある場合においては一つの基本にもなると思うので、決して教育大学、筑波大学だけの問題じゃなくして、今後の大学のあり方に対しては非常に大きな影響力を持つものだ、こう考えます。したがって、当該大学だけではなくして、他の大学におきましても、この問題については一番議論が集中されておる問題だと私は思うのです。それを当局とされましてはどういうように把握されて、何が一体ほんとうに反対の理由になるのか、またこれに對して当局の考えというものはどういふものであるか、明らかにしていただきたいと思います。

○木田政府委員 大学の改革問題を通じて、大学側からいろいろな御要請が出てまいりましたのでございまして、その中で一番共通して言えますことは、もう一つ大学に取り組む当局側の姿勢を弾力的に考えて、そして個別にいろいろなタイプのものが実現できるようにしてくれ、こういう御要請がございまして、制度の弾力化、そしてその弾力化の中で特定のものがそれぞれユニークな試みができる、こういう許容を認めろというお話でございまして。私もそれといたしましては、その線を十分

考えて、制度に弾力化をはかり、個々の大学の改革意欲がいろいろと特殊なものでありましても、それを許容していくような考え方でこの問題を取り組みたいというふうに思っております。この問題でございまして、もとより改革でございまして、いろいろな改革案につきましても賛成であれば御反対もありません。この筑波大学を考えたとき、まして、東京教育大学で審議をされました過程におきましても、学内に反対意見も強くあるというところは私も承知をいたしております。また、筑波大学のようなタイプのものができること自体について、いろいろとおもんばかった御反対があるという、ことも聞いております。しかしながら、いろいろなタイプのものを試みてみるという、これはいいことだというふうに考えるのでございまして、大学改革の際にはそこを許容しないから、画一的に考えるから問題が起こるのだというのが大学関係者の一致した御意見がございまして、筑波大学で個々にいろいろ御反対の御意見がございましておるにいたしまして、従来のタイプとは違った新しい試みを実現していくということは意味のあることだ、そのように考えてこの問題を取り組んでおる次第でございまして。

○安里委員 まだ細部の点についてお聞きしたいのでありますけれども、一応提起したいと思っておりますので次に移りたいと思っておりますが、副学長の問題であります。

私は副学長を設けるということに對しまして反対するものでもありませんし、また現在、事実それ相応のものを、名前は副学長でなくとも置いてある大学もありませんので、あえてそのことには触れませんが、ただこの筑波大学におきまして副学長を置くねらいというものが、われわれが考えておるような、つまり法文の上におきましては学長を助けるということになっておきまして、規定自体からは文句ないように思われるのでございまして、けれども、それが実際の運営の面におきましては、皆さん方からいただいた資料によりますと、副学長というものがいろいろの意味において審議

の場にも、あるいは執行の場におきましても、非常に大きな権限を持つような仕組みになっておるようでありまして。したがって、副学長を置くということに對します基本的な考えをお聞きしたい。

○木田政府委員 いま御指摘にもございましたように、大学の組織自体が、職員、学生の数の点だけをとって考えましても非常に大きなものになってまいっております。人口にたえてまいりますならば、学生数七万を数えるという大きな大学まで出てきておるような状況でございまして。でございますから、この学内の教育、研究の体制を円滑に処理をしていくというために、学長を助けていろいろな補佐役が必要になってくる。これまたいま御指摘ございましたように、大学改革のいろいろな議論の過程を通じて、ほとんど関係された方々が一律に御指摘になった問題点でございまして。私どもはそれを最も多く使われております副学長という呼称をもつて学長の補佐役を設けるようにしたい、それを制度の上でも明確にさせていくほうがよからうという意味で、学校教育法に国公立大学を通じて副学長が置けるという規定を御提案申し上げておる次第でございまして。

これが筑波大学の場合にいろいろと御提示申し上げました大学関係者の準備の議論の中で、いろいろな分野を分担して学長を助けるというふうに関係者の討議が進んでおるわけでございまして、これはどのように副学長に仕事を担当させ、補佐をさせるかということ、でさ上がつたあとで個々の大学の学長のお考えによることが一番基本でございまして、今回考えました場合には、東京教育大学の準備関係者が強く要請をしておりました教育分野、研究分野あるいは学生問題、学生の厚生指導関係、そういうこと、大きな領域を占めます医療関係に、あと事務的な分野を担当する副学長ということに一応の職務分担を考えたが関係者が五人ほしいというふうな議論がございまして、予算上はその大学の御要請のとおり五名ということで予算上の措置をいたして

おるのでございます。一応の職務分担も、いま申し上げましたような考え方でおるわけでございしますが、だからといって、副学長が特定の分野の縦の系列に並ぶものであるというような運営に必ずしも持つていくつもりもございせん。全般的な学長の補佐機関として学長を助けていろいろと大学の管理運営に当たる、こういう立場で考えておる次第でございます。

○安里委員 そすると、いまこの法案のたてまえからしますと、副学長は学長を助ける、あくまでも補佐的な立場であるかと考えますが、しかし、なお詳細に見ますならば、これはいわば一つの執行機関の補佐役であると思うのです。ところが、審議機関であるところの評議会の正式メンバーにもこの副学長はお入りでございしましょう。そうしますと、執行機関の補助者であるべきところの副学長が、今度は審議機関であるところの評議会の正式メンバーにも入る。これは非常に矛盾すると申しますか、まずいあり方じゃないか。あるいはまた、いまお話がありましたそれだけの担当する部門を持たれ、普通の行政機関でありますならば、知事のもとに副知事二人を置く、あるいは市長のもとに助役を二人置く、第一助役は何を担当する、第二助役は何を担当する、行政機関はそれでいいと思うのでございすけれども、学問の場でありまして大学におきまして、執行機関たるべきところの学長の補佐役たる副学長が、今度は非常に大きな力を持つ審議機関であるところの評議会のほうに正式メンバーにもなる、こういうことになりまして、このこと自体が、よく指摘されておりますように、副学長を設けることによって上意下達と申しますか、執行体制あるいは管理体制の強化、これの疑問を持たれることは私は当然だと思つたのです。しかも教育大からの案によりますならば、五つの部門のそれぞれは学問研究、いろいろな立場、しかもこの副学長というものは、いまのこれからいいますならば、教授以外、学外からも任命でき得る道があるはずで

あります。そういうところに執行体制の強化、管理体制の強化、教育に対する、学問に対する不当な干渉と申しますか、管理体制というものが強化されるのだという一つの疑問と申しますか、反対の声があるのは私は当然だと思つた。ですから、副学長を置くということにあえて反対するわけではありませぬけれども、これはあくまでも学長の補佐役としての立場を持ち、担当部門を持つて管理体制を強化する、あるいはまた審議機関のメンバーにも入る、こういったようなところを排除するということが必要じゃないか、こういうふうに思うわけですが、いかがですか。

○木田政府委員 大学の組織は、自治体ほどはつきりと議決機関、執行機関というふうに分かれておるものではございせん。先生十分御存じのことおりでございます。現在も大学の学長が評議会の議長に職責上就任するといふふうなならわしになつておる次第でございます。学内の世論をできるだけ広く結集しながら、大学の教育、研究の運営をうまく進めていくという趣旨からいたしますならば、大学の場で学長あるいは学長を助ける責任者が、いろいろな関係の機関、教官の組織に關係をいたしまして、そして学内世論を結集して進めていくということが適切なのではないかと、いふに考える次第でございます。

○安里委員 いまの案からいいますならば、人事委員会のメンバーにもこの副学長が入ります。そして副学長の任命につきましても、これは教授会などとは關係なくなされてまいります。しかもいまの資料から見ますならば、五部門を担当するようなのが五名も置かれる、こういうようなことになりまして、私はやはり学校管理や経営の点に重点を置いて、そして副学長をほんとうに置いて学長の補佐役になるのだというよりは、学長自身に干渉——干渉ということばは悪いかもしれせんけれども、できないものを、副学長をして干渉の役に充てる、こういうふうな誤解というものが当然生まれてくるのじゃないか。ですから、学長を助けるというその法の趣旨を単に生かすだけ

の権限というものが私は必要じゃないか。それ以外に及ぶというところは行き過ぎじゃないか、こう思うのですが、一体このことは、皆さん方のこの案は東京教育大からの要請と申しますか、要求、要望というものがもとになつておるといふことが基本的に言われておりますけれども、教育大学におきましても、こういう趣旨においてこういう副学長を置いてもらいたいというのが大学からの要望なんではないでしょうか。

○木田政府委員 アメリカの大学等に見られ、また諸外国の大学におきましても、学長補佐機関としての副学長等が、教育担当、研究担当あるいは総務担当といふのはかなり普通に見られる形でございます。ディーン・オブ・スチューデントという言い方もいたしておりますし、学生担当におきましても、そうした学長の補佐機関として全学的な学生問題を担当するといふ職務はかなり一般的に諸外国においては見受けられるところでございす。したがって、教育大学におきましては、従来の学部ごとの学部長が学長の補佐機関であるという形で考えるよりは、分野別に学長を補佐するポストが必要である。それは教育、研究等それぞれを分担する補佐役としてほしい、こういう御要請でございます。私も他の諸外国の例等も考えましてもあり得ることであるし、また無理からぬ普通の姿ではないかといふふうに考えた次第でございます。

○安里委員 教育大学からの要請も同じだったで

すか。

○木田政府委員 教育大学のほうからの御要請は、マスタープランにおきまして、「副学長は、複數制とし、研究・教育・管理等の職務を分担し、学長を補佐する。」という形で副学長を考えてほしいという大学のお考えでございました。

○安里委員 いまの諸外国の例をおっしゃいますけれども私はわかりませんし、またそれがどういふ結果を来たしておるかわかりませんが、諸外国の例におきましても、やはりそういう人事、いまの筑波大学法案にありますような人事委員会のメンバーに入る、執行機関であるとともに、審議機関にも入る、どうも常識的に考えられない、あまりにも権限が大きいような気がするのでございますが、諸外国の例とおっしゃるのですけれども、やはりこの法案にありますような人事権あるいは執行権、審議権、こういったものがみな含まれたところの職務を持つておるわけですか。

○木田政府委員 外国の場合には、副学長以外のほかの体制もわが国の場合とかなり違いますけれども、イギリスの学校、大学等も例にとつてみても、人事等は大学の理事機関で——これは学外者が相当たくさん入っております。学内からは重要な学長の補佐関係者が入っておりますが、そういう理事機関を中心にして主要な職員の仕事、教授の人事等が行なわれております。その際に、学長の補佐機関である副学長が除外されるということは、個々の事例を的確に承知しておるわけではございせんが、一般的には聞いております。当然含まれたものとしてその中の構成員になつております。

○安里委員 この筑波大学では、教職員の人事につきましても教授会から人事権を奪つておるような状況になつて、大学教育の専門性から見て不適当と思つておりますが、一面教授会からそういった権限を奪いながら、關係ないところの副学長を置くことによつて、その副学長に今度は大事な人事権というものが関与せしめられるような制度といふことは、これはどう考えてみましても教育、学問の場におきまして不当なる介入の道を開いておるのだというようにおしりを免れないと思つたのです。この点については、副学長を置く置かぬの問題は別といたしまして、副学長の職務、権限と申しますか、繰り返すようでございますけれども、執行機関であり、審議機関であり、しかも、人事にも關係するといつたような、こういったような形を除くということをお明らかにしなければ私は納得できない、また承服できないところのものだ、こう思うのですが、そういうことに對しましては、当局としては考える余地は全然ないの

ですか。

○木田政府委員 副学長は学長を助ける大学における重要な役割の人であるというふうに考えます。そして大学の教育、研究をうまく進めていくための運営をどうするかという管理体制の場合に、教育、研究について学長の補佐として大事な役割を持つ人になるであらうというふうに思うのでございます。筑波大学は、学部単位の従来の大学と違ひまして、学群、学系という教育の組織と研究の組織とを一応区分してつくりまして、そして全学的に統合しよう、融合しよう。全学的な調整をはかつて、教育、研究の機能を大学全体としてうまくやっつけていこうという考え方をとおしてございまして、したがって、教育、研究について個々の学部単位ではなくて、全学的な立場で学長を補佐していく副学長が、やはり教官の選考あるいは全学的な教官の人事をつかさどっていく方針等を論議いたします人事委員会にも参画するということは、教育、研究そのものをうまくやっつけていく趣旨から見ても、私は入るほうがいいのではないかとこのように考えております。これを自治体の執行機関、議決機関というふうな区別で大学の中の教育運営の組織を区分してしまふというところは、かえって混乱を大きくするのではなからうか、また学長の補佐を適切にやらせるという意味におきまして、こうした関係者が全学的な立場で論議し得る機関に入っていくというこのほうが望ましいことではなからうかというふうに考えます。

○安里委員 学群には、前の学部にありました学部長に相当します学群の群長とでも申しますか、そういったものができるわけですか。

○木田政府委員 そのとおりでございます。

○安里委員 現在の学部長などというものは、これはもちろん特例法に關係が出てくると思うのですが、これは教授会の選挙と申しますか、選任になつておられますか、あるいは何かの学内における任命ですか。

○木田政府委員 現在学部長は、学部教授会の議

に基づいて学長が選考するという考え方になっております。

○安里委員 学群の長になりますとどうなりますか。

○木田政府委員 筑波大学の学群の長は、現在の部局長と同じように、評議会の基準に基づきまして学長が選考するという定めになっています。

○安里委員 そうしますと、従来の学部の長は、その学部の教授から選ばれたわけではございません。この学群の長になりますと、いまおっしゃいますように、必ずしもその学群の教授会が選ぶというのではなくして、それは関係なく、場合によっては学長が任命できるというふうなことになるはしませんか。

○木田政府委員 筑波大学で考えております学群というのは、やはり新しい試みでございまして、教官は一応専門分野別に教官の系列であります。学系は一応の所属を持ちまして、そして学群で教える必要のある教育内容に応じて学群の授業を担当する教官がそれぞれその年度ごとに構成されるということにならうかと思ひます。当然に学群の所属教官というものはきまつてくるわけではございません。でございますから、新しいその学群の教授会の運営、教員の構成、どういう単位、どうするかというところは、大学ができてからあとの問題にゆだねることが適當であらうというふうに考えるのでございます。また実態的にも固まつた実態ではございませんから、したがって、現在学群の長は、その評議会の定める基準に従つて学長が選考をするということにいたしまして、筑波大学の新しい評議會でその選考の手だてというものを学群に対応するようにごくふうをしていただく、このようになつて持たしたほうがよからう、こう考えた次第でございまして。

○安里委員 学群の長は、いまのあれからいいますと、これは従来からのいわゆる学部長とは違ひわけではございません。政令の定めるところの指定部長のうちに入るわけでしょうか、入らぬわけ

でしょうか。

○木田政府委員 法律として御承認をいただくようになりまして、学群の長は政令で部局長として指定をするように取り進めたいというふうに考えております。

○安里委員 私は、きょうはほんとはもう少しお聞きしたいのでありますけれども、少し気分が悪くてたいへんどうも相済みませんが、一つだけ最後にお聞きしておきたいと思ひます。

一番問題になっておりますのは、教育と研究の分離という問題でございます。正直な話、これは従来の学部制度のもとにおけるやり方がいいのか、あるいはまた本案にありますように群、系に分かれるということがいいのであるか、これは専門的な立場から見なければいけません。しかしだ、現実にとりだつたか、なぜこれを分離しなければならぬというふうな方向に持つていったかというところには、それなりの私は長い間の実績と申しますか、これがあつたと思ひます。いろいろ本に書いたりあるいはまた意見を述べられていられるものがありますけれども、どうも納得がいけない問題がある。私自身も釈然といたしません。その必要性というものをきつりとさせて御説明願ひたいと思ひます。

○奥野国務大臣 教育と研究を一体として行ないます学部、長くそれしか大学においては認められないでまいつたわけではございません。それはそれなりに私はやはり意義を持っておつたからそれであつた、かように考えているものでございまして。学問の自由を保障していく、その見地から考えますと、教育と研究を一体として行なり、そこにはつらつとした学問の発展を期待することができ、かように考えるわけではございません。しかしながら、最近学問が非常に進んできました。ますます深く掘り下げていかなければならない。ところが教育のほうにはまた逆に広く学んでいきたい。そういうことになつてまいりますと、掘り下げて研究を続けてきた人たちがそのまま教育に当たる場合

に、学生側にとりましていろいろな不満が出てくるわけではございません。今日学校でいろいろな騒動が行なわれてきて、よき研究者必ずしもよき教育者になつていない。学生の不満がその点にも多分にあつたんじゃないか。やはり教育の組織を考えると、研究分野から離れて、教育に一番適当な仕組みを考えていく、これも大切ではないかな、こう思ひます。そういう反省が東京教育大学において行なわれたんじゃないか、こう考えておられるわけではございません。しかし、いずれにいたしましても、東京教育大学のこの希望を実現しようとしておられるわけではございません。国立大学につきましては東京教育大学だけにいて研究と教育とを分離する仕組みをとらせていただいた。あとの国立大学につきましては、必要に応じてまた立法措置をとらなければならぬということにさせていただいておられるわけではございません。

なお、研究の分野で申し上げても、境界領域の学問というものが非常に発展してきておるようでございます。境界領域の学問、いまは学部制の自治でございますので、学部間の提携というものは非常にむずかしいようでございまして。そうしますと、そういうような研究分野の問題を取り上げまして横断的に研究組織をつくらせていく、いわゆるプロジェクトチームを一定の期限内につくつて非常に強力な研究組織をつくり上げる、それを達成したら、それはまたやめてしまふというふうな必要が多分にあるんじゃないだろうか、こう考えるわけではございません。その意味で、私は化学の例を取り上げて申し上げたい。いまは学部制の自治でございます。同時に、いまは学部制の自治というところから進まない、そういうこともあつたりするわけではございませんので、やはりこの際研究と教育とを分離する仕組みをひとつ考えてみる、これは非常に意義のあることじゃないだろうか。そして、学生の希望に対応できるように教育の組織をつくり上げていくということが大

切だ、かように考えておるわけでございます。教育の立場から考えられる人たちは、私のところに投書をお寄せなされて、どうも大学の教員、これはもう非常に例外でございますけれども、研究は非常に熱心なんです。やはり論文を書き上げて世間に自分の評価を求められる、しかし、その方は教育はとかくおろそかにされる、たいへん不満があるのです、こういうことをおっしゃっている人もございます。いろいろなことがございまして、ひとつ分離した組織をつくらうじゃないか、これが東京教育大学の考え方になってきたんじゃないだろうか、かように思っておるわけでございます。

○安里委員 いまの問題も、今度の筑波大学法案の根幹をなしていく問題でございます。それに参考会の問題その他、開かれた大学としてのいろいろな問題というものは、実はたださなければならぬ問題がたくさんございまして、私も、私きょう気分がすぐれぬようでございますので、あとの質問は次の機会に譲らせていただきます。きょうはこれで終わらせていただきます。次回の機会にひとつお願いいたします。

○田中委員長 次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私、政策に関する質問を一月ほど前から通告しておりましたが、その機会が得られないで今日に至りました。私にとって重大な問題が幾つかありますので御質問いたしたいと思っております。

現在、文教政策の相互間にいろいろの矛盾があります。また、法案のバックグラウンドになつておる教育思想といふか、政策思想といふか、そういうものにも非常に疑問を持っておるのでありまして、そういうことを考えて、文部省の政策の発想についても批判をしながら大臣の御意

見を聞きたいと思っております。

その前に、基本問題でありますけれども、二十九日の増原防衛庁長官の問題であります。教育政策からいいますとまことに重大な問題を含んでおると思ひます。防衛問題を天皇に御説明を申し上げて、いいところをとって大いに強化せよと天皇陛下が言われた、防衛二法案の審議の前に非常に勇気づけられたという趣旨を記者会見で述べた。そして辞職をされておるのでありますけれども、国民教育の最高責任者として、奥野文部大臣は、この憲法と天皇の関係、国民教育の原点として憲法をどういふふうに評価をしているか。他の閣僚と違つた文部大臣の特殊性に基づいて、いろいろの問題がこの問題の中に投げかけられておると私は思ふのです。こういう機会に、国民が全部こういう事件を見ておると思ひます。次の低い問題だと考えて国民は見ておるのじゃないか。私も少しも喜ばしく思わないのであります。この機会に、冷静に、国民教育の行政の最高責任者である奥野文部大臣はどうお考えになるのか。国民をして迷わしめないために、ここで明確にどういふことに関する御感想及び教育の原点としての憲法、特にその中で第一条の国民主権と象徴天皇といふものを明確にしておかなければ、教育の目標は混乱すると思ひます。御意見を承りたいと思ひます。

○奥野国務大臣 増原長官があの記事を打ち消しておられますので、そういうことはなかつただろう、こう考えておるわけでございます。ただ、基本的にどう考えるかといふことでございます。私の私には憲法には御承知のように十の事項を掲げておつたように思ふのであります。国事行為のみ行ない、国政に関する権能を有しないと示されておるわけでございます。同時に、天皇は日本国の象徴であり、かつ日本国民統合の象徴であると書かれておつたように思ひます。そうしますと、その象徴たる地位を傷つけるようなことのないようにしなければならぬ。少なくとも国論の割れている問題につきまして、いずれかに加担をする

というふうな態度を示されているというふうな式の表現、これは特に慎まなければならぬことではないか、こう思つておるわけでございます。で、ああいうことではなかつたといふことで、そのように私としても理解をしていきたい、こう思つておるところでございます。

○山中(吾)委員 新聞記者会見に、天皇のことは、戦前の軍隊の悪いところは捨てて、いいところはとって強化をせよといふおことがあつた。それで防衛二法案の審議にも勇気づけられたという趣旨を言つておるんですが、これは事実なんです。この点について、防衛庁長官ではないのです、あなた、文部大臣ですから、文部大臣として、こういうことの中に、いま言われた、天皇は国事行為には関与するが国政には絶対関与しないといふ憲法のたてまえですから、そういう天皇のことは公の席上において言ひ。いわんや自衛隊の正当性とか強化の正当性に一つの力を得るような表現そのものの中に、私は憲法感覚が非常に薄い、そういうところに現在の憲法が国民の中に浸透しないと考えておる、こういうことがありとするとならば、文部大臣はむしろこの機会に、文部大臣として談話を発表するくらいの私は教育に對する鋭敏な感覚が必要でないかとさへ思ふのです。そういう意味において、この事実について、端的にそのでなかつたと思ひます。これは防衛庁長官の弁解と同じで、あなたがそういうことを言つておるんじゃないですか、日本の国民教育を担当する文部大臣としての御意見を聞いておるわけですか。いかがでしょう。

○奥野国務大臣 先ほども申し上げましたように、天皇の地位につきまして憲法上明確な規定を置いておるわけでございます。日本国の象徴であり、かつ日本国民統合の象徴という規定を置いておるわけでございますから、それを傷つけるような言動を厳に慎むべきだ、こういう考え方を持っております。

○山中(吾)委員 その辺に少し感覚のズレがあるのではないかと思ひますので、国民主権という原則に

立つた新しい戦後の日本の民主国家において、閣僚は国民に対して責任を持つのだ、何としても国民に対する責任、旧憲法のもとにおいては大臣は天皇の補佐の責め、これは旧憲法のことばですね。ですから、そういう意味において、国民に対する責任を持つという立場において、国民の問題についてどうお考えになるか、それを言わないと、天皇を傷つけるから責任が出たんだといふのは、旧憲法と同じように、天皇に対する補佐が足りぬので責任を辞職した、これは旧憲法時代じゃないですか。その辺に何か感覚のズレがある。

○奥野国務大臣 先ほど私は、憲法に示されている国事行為のみを行ない、国政に関する権能を有しないといふことを申し上げたわけでありまして、それで御理解いただいていると思つたわけでございます。政治的にはもちろん、主権は国民にあること、当然でございます。同時に、国政に関する権能を有しないといふことを書いてあるわけでございます。憲法上の地位を天皇についてそのように規定しておるわけでございます。それ以上、個人として天皇がどういふお考えをお持ちであるか、これは別個の問題だろう、こう思ひます。それによつても、これを受け取つて、どうお話をしていくか。そういう場合には、どういふ天皇の地位といふものをよく理解して、誤解を招かないようにしていかなければならない。国政に関する権能を有しないと示されておるわけでございます。また、日本国の象徴云々の規定も置かれておるわけでございます。そういうことに触れないような姿勢が大切である、こう思つております。

○山中(吾)委員 特に文部大臣に私疑問を持つて言つたのは、これは五月三十日の読売新聞の記事ですが、「政界メモ」というワクの中に、表題は「日本はいやうな国と文相」と書いてあるわけですが、これは私は現場にいないのです。「むし暑い梅雨空のように、二十九日の閣議もしめりがち。田中首相は、政府・自民党をゆさぶつた中村議長辞任と増原発言には一切触れず、浮かぬ顔。早々

と閣議を打ち切つて直ちに実力者会議。奥野文相は閣議後の記者会見で「閣議で話が出るかと思つていたので……」と、こゝろは閣議の進め方に不満そう。おまけに「このごろは自由に発言できなくなり、日本はいやいな国になった。増原さんだつて、政治的に利用しようなどという気持ちになつたでしよ」と言つておる。この点について、増原さんの言つたことについて、まああれぐらゐの言論の自由があつていいんじゃないかというふうな軽い気持ちで、こゝろに對して文部大臣として鋭敏な感覚はない。私はこの文章を見て、奥野文部大臣も、鋭い憲法感覚、現教育基本法体制のもとに日本の政治は考へていないんじゃないか。こゝろの話題が、ほかの大臣ならいいのですよ。文部大臣が、特にこゝろの話題になるようなことを記者会見に軽率に言われておる。同じような感覚ではないかと私は感じ、受け取つたわけです。どういふ心境で言われたのか。

○奥野國務大臣 新聞の記事の書き方で非常に違つたイメージを国民に与える場合が非常に多いのです。私自身もそういうことで、記者クラブでの懇談の際に、私が言わなかつたことまでふえんとして書かれてしまつて、たいへん迷惑をしているといふことを申し上げたこともございます。具体の例につきまして。一週間に二回記者クラブでお話をするわけでございます。そういう場合には、公式なことは別でございますけれども、ある程度ざつとばらんに懇談し合ふ、そのほうが気持ちが通じ合ふ、私たちの勉強にもなるわけでございます。それが、記者クラブで話したことがえらい大きな問題にしばしばなつてくる。筆の進め方によつてそんなつてしまふものですか……。

私はそのときに申し上げたのは、自由に話し合えるようにしたいですね、皆さんは国民の中にいろいろな問題を知つておられるんだから、ざつとばらんにぶつけてくださいよ、私にもまたかつて意見を言わしてくださいよ、しかしかばい合つていきたくないものだ、増原さんも、政治的に利用するといふような気持ちでさらさら持つてお

られたんじゃないだろう。それが、にもかかわらず、どういふ話をされたのか知らぬけれども、まさにそういう記事になつてしまつていたわけでありまして、そこはかばい合つていたわけでもない。記事の書き方について増原さんは否定しておるわけでありまして、しかし、記者クラブの方は、それをどうしたか知りません。だから、記事の進め方によつては大問題になる。あのような記事になつてくるわけでございますから、そこはお互いにかばい合ふものでしょうかな、こゝろの気持ちで申し上げたわけでございます。別に増原さんの発言はあれでいいんじゃないかというふうな式で申し上げたわけのものではございません。

〔発言する者あり〕

○田中委員長 静粛に願います。

○山中(吉)委員 現在の憲法上からいいますと、閣僚が天皇に、旧憲法のような上奏といふことははないですけれども、国政に關して報告するといふことの中に、私はほんとうは疑問があるのです。そして、それは当然いろいろお話が出るでしよう。出るならば、少なくとも、それはまた国政に關係しないならば、全然そういうものに觸れないといふのが憲法感覚だと思ふのです。まあ厚生大臣が行つて福祉政策の話をするといふなら、まだなにか、憲法で、いろいろ論議をされる、国会で。いろいろの学説があつても、自衛隊をわざわざ上奏——といふことはないのでしよ、いまのことばで報告といふことを使つていいと思ふのですけれども、それを今度は、歸つてきて記者会見に、やはり公の席上ですから、それに觸れるといふこと、そのことは重大だとお考へになるのが、これは教育を担当する文部大臣の感覚ではないか。あなたは、たいしたことではないし、いろいろ誤解もあるし、まあこれを取り上げたところなつたので、取り上げなければならぬといふ感じがするのです、国民教育に對

して。私はそう思うのですが、大臣はそう思わないですか。

○奥野國務大臣 私、正確に確かめたわけじゃないけれども、記者クラブの方々が、何か一べん、ひとつ増原さんに話を聞きたいというふうな申し込みから始まつたように伺つてゐるのです。増原さんのほうから公式に発言を求められたのじゃないか、記者クラブのほうから、ひとつ一べん話を聞きたいといふことから始まつたように伺つたもので、それにしては、あんな記事になつてたいへんお気の毒だといふ気持ちで私自身抱いてゐるわけでありまして。経過、詳しいことは知りません。詳しいことは知りませんけれども、やはりこゝろの話題が、これは何とかならなかつたものだらうかなといふ感じがしてゐるわけでありまして。増原さん自身も、意を尽くさなかつたといふような表現をしておられたように新聞に載つておるうちに思ひますが、片方では、意を尽くさなかつたといふ言ひが、片方では、意を尽くさなかつた、かばい合つていけないものですか、そこで私は、かばい合つていけないものではないかといふことを記者クラブで申し上げたつもりでございます。あくまでそういう気持ちで申し上げてゐるわけでございます。一週間に二回定期的に話し合ひをしていきたい。一週間に二回定期的に話し合ひをするから、そこで何か言ひたら心配だなどといふ気持ちがあつてお互いに進むのじゃなくて、お互いにざつとばらんに言ひ合ふといふ雰囲気が大切だなどと思つてゐるものですか、そういう意味で申し上げてゐるわけでありまして。

○山中(吉)委員 そのお気持ちはそのとおりで、もつと自由に話をして、自由に對談をし、意見交換、いいと思ふ。その自由に話したことが憲法感覚に合ふような大臣であつてほしいといふことから言つてゐる。失言は常に本音をあらわしたものだといふことばがあるが、自由にしゃべつて、その中に、しゃべつておることが憲法、教育基本法の精神に自然にびつたり合ふような、これは一

般の國民じゃないのです、指導的な立場にある大臣。ことに二階堂長官があとでいろいろしゃべるというのわかるが、特に文部大臣が出ておるものだから……。これは慎んでもらうべきじゃないか。「日本はいやいな国と文部大臣が言うなら、香港かどこかへ行つたほうがいいと思つて日本の國民の教育をやつてゐるのか。これは見出しですよ。少なくともそういう感じを与えるという結果が出ることに對して、文部大臣はやはり軽率です。ああいうことを、きよりの新聞に載せられてゐる。官房長官じゃないのです。それはやはりこゝろの場合については、特に日本の教育目標は、教育基本法の前文に、國の理想を實現するには平和と真理を希求する國民を形成するといふ文章があるので、それから、平和論の中に自衛隊が論議をされておる、それに關連をして誤解であらうが何であらうが起つて、一応大臣が責任辭職するといふふうなかわりのある問題の場合に、少なくとも文部大臣は最も冷静に、他の閣僚よりも冷静に、一つのことは誤解を受けるような言動はすべきでない。最高の、他の閣僚にも責任があるのだと思ひます。いかがですか。

○奥野國務大臣 山中さんの御意見、私なりによく受けとめてまいりたいと思ひます。

○山中(吉)委員 そこで將來に向かつて、ひとつそういう立場立場の場合に、特に他の閣僚にも慎重に言動を慎んでもらいたいと思ふのです。この機会ですから、私自身もいろいろ日本の國民としてどう解釈をして、日本の國民教育の原点として憲法を評価するかといふことを悩みながらいままで考へてきておるのですが、憲法と教育という立場に立つて、一番問題になるのはおそろく第一条と第九条でしょう。國民主権といふ、一つの國民國家としての大原則がこの新しい憲法の柱であつて、そこへ日本の歴史的な伝統といふものが配慮されて、象徴天皇制が第一条に規定をされておる。それで國民形成といふ教育の問題として、國民主権と象徴天皇について明確に文部大臣が一つの確信があつて、そしてそういうことは言

動にあらわさなくても、文教政策に携わっていくのでなければならぬと思うのです。したがって、国民主権と象徴天皇について、奥野文部大臣はどうか考えになっておるか。それを矛盾をお持ちになりながら考えておるか、ちゃんと頭に整理して考えておられるのか。主権意識というものを国民に定着させて、ほんとうに民主的な国家形成、その構成員としての人間形成をすべき立場に立つてどうお考えになっていますか。

○奥野国務大臣 おっしゃる通りに主権は国民にある、この考え方の徹底も必要でございますが、同時に天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であるという憲法上の考え方、これはよく国民に理解して進んでもらうようにしたい、こう思います。

○山中(吾)委員 その表現からは教育のエネルギーが出ないのだ。国民主権でもありますが、国民の象徴もということ、これは日本の国民主権は八〇％くらいなんだ、二〇％くらいは水増しだという思想じゃないのですか。国民主権が一〇〇％だ、その上に天皇象徴というのをどういうふうに位置づけるか、これは真剣に考えるべき問題だと思ふのですが、それはどうですか。

○奥野国務大臣 憲法上に天皇の国事行為を示しているわけでございます。国会を召集するとかというように天皇の国事行為を示されておる。しかし、そのこと以外については国政に関する権能を有しない、内閣が全面的に責任を負うのだということも明確にされているわけでございます。したがって、そういうふうなわが国の仕組み、これをよく理解をさせていかなければならない、これは当然のことでございます。当然のことでございますが、天皇は象徴であると規定されているのとは別に、国事行為を天皇の行為として憲法上書いてあるわけでございますので、それもやはりそれなりに理解すべきではなからうか、こう思っておるわけでございます。

○山中(吾)委員 そういふことも考えたこともありますが、それではどうもエネルギーは出ない。

い。私は象徴としての天皇は何を象徴しているのだらうか。国の理想は憲法の前文にあり、再び政府の行為によって戦禍をもたらしないうために国民に主権を持つことを宣言しと書いて、戦争の反省から、政府の行為によって再び戦禍を起さないうという決意のもとにこの憲法を制定する。そしてこの天皇象徴、国民の象徴として天皇が第一条に掲げられるとすれば、平和のシンボルなんだらう。この憲法の基本的な思想というものは絶対平和なんだ。だから平和というものと結びついた国民の統合の象徴としての天皇というものをわれわれが確信を持って、だから戦争あるいはその準備と結びつくように天皇のイメージが出たときは、国民の総意に基づいて書いておるのですから、平和を願う国民の総意から反したときには、象徴天皇というものを対してささえられなくなる。憲法の前文の上に立つて、やはりこの象徴天皇というものを明確に考えないと教育原理にならない。あくまでも国民が主権者なんだ。そして主権者である国民の総意、前文にあるように平和を願う国民の総意に基づいて、国民精神の象徴として天皇があるのだ。再び戦争に利用されるような天皇という場合は、国民の総意は当然変わるであらう。

そこで私は増原長官が、よりもよって自衛隊のことに関連をして、天皇にそういう意見を引出すような話をして、また公にするということに、憲法感覚が非常に希薄であり、ことに国民教育の原理として天皇象徴というものについて少しも感覚を持っていない。それで問題にしているわけなんです。そう思いませんか。

○奥野国務大臣 山中さんのお話、よくわからなかったのですけれども、いま増原さんとの関連で意見をお述べになったことでよく理解いたしました。増原さんが否定されているのですから、私はあの新聞に載りました記事を中心にして議論を進めたくない。いずれにしても、天皇を政治の場に引き出すようなことは私は避けるべきだ、こう考えておるものでございます。

同時にまた、平和が敗戦後の日本の憲法の中心

に置かれてまいりましたことも、これも当然のことだと思ひますし、また教育基本法の中におきましても、「日本国憲法の精神に則り、教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」と書いてございますが、その前文におっしゃったようなことを長く示しておるわけでございますので、そういう精神が大切なことは当然のことだ、こう思っております。

○山中(吾)委員 ひとつ一通りの常識でなくて、文部大臣という責任の自覚の上に立つて、この憲法感覚をもっと深めていたいただきたいと思うのであります。

私は、政治権力から離れた新憲法のもとにおける天皇は、いわば権力より離脱した文化的存在なんだと思ふのです。国民主権と天皇という関係から二律背反に考えて、自民党の中に元首にせねばならぬとかなんとかという感覚がまだ私は相当濃厚に残っていると思うのです。私はそういう意味において、権力から離脱した文化的存在としての象徴天皇、そういうことから考えて、天皇中心に、あそこ衣食住の古来から伝統の文化がある。宮中に入つてあの建物を見ても、ヨーロッパのけんらんたる建築でなくて、日本民族の中に墨絵のような、清純というのか、そういう日本独特の文化が皇室生活の中にあると思うのです。そういう無形文化財としての、天皇の周辺に、物的な、衣食住全体の総合化された、私は第一条において保障された総合的文化財という感じがするのです。ヨーロッパ、英国に行きますと、あのバックinghamの中、衛兵交代のように、十世紀ごろの昔の衛兵の姿で、そのとおりの交代をやっている。国民は、英国の文化財として、尊敬でなくて敬愛の立場で見ている。憲法第一条の象徴天皇というものを、権力から離脱した文化財、総合的無形文化財というふうな形、そういうものに対して、文化財保護法じゃないですが、憲法第一条に保障した文化財で、国民の総意に基づいて保護の対象であつて、尊敬の対象ではない。そこに、憲法の国民主権という立場に立つて、徹底した主権

者意識を国民に植えてつけて、その上に立つて日本の歴史に対する正しい考え方を持つ、その中で象徴天皇を理解するといふふうな教育がなければならぬのじゃないか。どうも自民党の諸君の中に、奥野文部大臣もその中に入つておると思うが、国民主権と象徴天皇は二律背反的で、一方が八分な一方は二分、一方が六分なら何だかそういう普通の常識の考え方の中であつて、だから国民に対して憲法を浸透させる教育に非常に怠慢である。積極的に憲法を国民の精神構造の中に入れるような努力を二十年来いたしたのか。私は、増原防衛庁長官の事件を、その現象面についてこれこれあけ足をとるつもりで議論をしていない。真剣に、民主的な日本の国民形成の原理として憲法を考へていくときに、私は悩みながら、こういう自分なりの一つの考え方をしておるものであつて、もつと文部大臣も悩み、その上に一つの憲法の確信を持って文部大臣の職責を果たしてもらいたいと思ふので申し上げておるのであります。私の申し上げることわかりませんか。反対意見あれば、言つてください。

○奥野国務大臣 これは、憲法についての考え方問題でございまして、私は、先ほど申し上げましたように、天皇の国事行為を示しておるわけでございまして、それはそれなりに理解してかからなければならぬ、こう申し上げたわけでありまして、その辺に若干気持の上で山中さんとの間に違いがあるのじゃないかと思ひますが、これはやむを得ないことじゃないか、こう思つております。いずれにしても、その精神を十分にくみ上げながら、国政の上にそれが進展するように努力は進めていきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 国民主権といふものを一〇〇％憲法の基本に据えて、主権者意識を徹底的に教育をしていくという、その思想においては一致してはいますか。それだけ聞いて次に進みます。

○奥野国務大臣 国民主権、これはもう当然はつきり書いてあるわけですから、そのとおりでございます。

○山中(吾)委員 それでは次に移りたいと思います。

最近、いろいろの社会現象に出ておる中で、私、物特の委員長をしておるんですが、大商社の買い占め、売り惜しみの行為が世論の大きい問題になって、企業の社会的責任というものが非常に政治問題になってきておる。あるいは一方に、簡単に夫婦げんかをした当てつけとか、あるいは自分のまた新しい恋愛関係にじまになるというので赤ちゃんを簡単に殺すとか、教育政策として考えたときに、全体が狂っているような現象が新聞の中にあとからあと出てきておる。これを国会では、法律の取り締まり対象とすることだけ考えて議論は終わっておるんですが、私は、こういう問題について、法律の力では限界があると思う。最近思ってきた。それで、そのときに教育基本法の原文の根本において教育の力にまっすべきものである。というより二十年後に効果を期して、国民の人生観、世界観の形成の中に、いまのように、大学の卒業生が商社マンになっても、民法の規定に基づいて、最大利潤を追求すればこれでいいんだというんでなくて、社会的責任を感じて、適正利潤を追求する企業者の哲学というふうなものが生まれてくるような教育政策を検討すべきだということをつくづく感じるのであります。

〔委員長退席、森(喜)委員長代理着席〕

また、母性愛というふうなものが衰退しておる場合に、善とか悪ではなくて、この文明社会の中に種族保存本能の延長線にあるこの母性愛、そういう生物的功能というものは悪いかもしれないが、そういうものが退化しつつあるのじゃないか。だから、教育のあり方を根本的に検討すべきいろいろの問題で投げかけられておると思うのであります。この点について大臣はどうお考えですか。

○奥野国務大臣 教育のあり方をいろいろ検討することを否定するものじゃございませんけれども、私たちがこの自由な経済社会、これを維持し発

展させていく場合には、経済の発展と対応してそれなりの必要な規制措置も必要じゃないだろうか、こう思っておるわけでございます。自由な競争、利潤の追求、その中に大きな発展をはかっていく。しかし、企業が巨大になるにつれて、独占禁止法というような法制を示してきておるわけでございます。同時にまた、それだけでは足りないと、大商社のような巨大な企業体が出てきますと、買い占めをやる。それが直ちに他の多くの消費者を苦しめるわけでございまして、したがって、異常な価格の暴騰というふうなことになる。つまり、買占めだけに、そういうふうな影響をもたすような買い占め行為、これはやはり商社に対しては調査権を持ちたいというふうな立法を国会に提案させていただいておるわけでございまして、私たちは、やはりこの自由な経済社会を維持し発展させていきたいのであって、現社会じゃなくても、やはり社会主義社会、共産主義社会にならなければならぬ問題に解決しないのだという考え方はとらない。それだけに、経済のあり方につきましても、社会の変化に応じて必要な対応措置、これもあわせて講じていかなければならぬじゃないか、こんな気持ちでおるわけでございまして、もちろん教育の面についても考えなければならぬものはいろいろ出てくるでございまして、しょうけれども、やはり基本的に自由経済というものが時代とともにどんどん変化してきているものだ、かように考えておるものでございまして。

○山中(吾)委員 私は自由経済がいいとか社会主義経済がいいとかいう原点で教育政策を少しも議論をしていないので、教育政策の原点は、どういふ社会条件が人間がスムーズに育つか、人間が育つ社会は何かというところを探究するのが文教政策を担当する者の原点だと思っております。だから、現在の利潤追求が最大の目標になって、そのことが自由経済の中にマイナスをつくっておる経済論じゃなくて、そういうふうな人間形成のひずみを

生んでいるんだ。個人には自由と責任の価値観が常識化しているけれども、企業には自由はあっても責任はない。金もうけの自由はあるけれども、買い占めをして物価が騰貴して生活不安を与えても責任は持つ必要はない、そういうふうな中に人間形成のひずみもあるのだ、一体現在の自由経済を前提として、この経済合理主義、企業合理主義の中には、文部大臣としては、こういう体制の中で人間形成のひずみを生む条件を除去していくという努力があなた

の立場でしょう。社会主義社会においても、人間の主体性、自由が認められなくて人間が育たないというところについては、教育政策の立場から理想としては、自由というものを保障しない限りにおいては、そういう社会は人間形成の立場から理想ではないと言いつつ切つていとおるんです。自由経済の中において、エゴとエゴで、人の一匹、二匹死のうが金もうけをすればいいんだということ、そういう豊かな人間性を破壊するようなものは何としても除去しなければならぬというのが、そこからは言つて、人間形成の理想から言つたら、自由経済は理想社会ではないと言いつつ切つてもいいんじゃないですか。何か経済政策を原点として、その次に教育を従属的に考えておるのではないか、あなたの発想は、私は、そこから教育政策は出ない、いまいろいろの社会的な現象の中に、人間形成を原点としてやはり教育のあり方を再検討すべきものが非常にたくさんあると思つておる。そういうこともときには頭をしばつて考えていただきたいので、肉眼で見える問題だけでなく文部大臣の意見を伺うておきたい。これはお聞きだけで結構です。

○奥野国務大臣 教育の問題につきましても、人によつていろいろ考えが違ふだろうと思つておる。私は物質文化の面においては戦後アメリカの能率のよいところを取り入れたけれども、日本のよきものも組み入れて新しい発展をさせてきたと思つておるのですけれども、精神文化の面においてはあまりにも日本の過去がすべてが悪かつたように

言い過ぎているような感じがいたしております。アメリカの指導を受けまして、科学主義、合理主義、これを徹底させてきた。半面に日本のよきものもあつたんじゃないだろうかという気持ちで私自身は持つておるのでございまして、やはり先ほど人間性のことをおっしゃいましたけれども、幸いにして海に囲まれた一億一民族平和にずっと過してきておるわけでございますだけに、それだけに心の触れ合いを大切にしてください、自然の条件、神秘的なものをとらふ、そういうものを持つていたと思つてございまして。そういうものをやはりもう一べん思い直して、そうして合理主義、科学主義と融合しながら発展させていく。問題は精神文化の面においては多分にあるんじゃないか。教育の面につきましても、そういうことで現場の先生たちも非常に苦勞をなされておるわけでございまして。ぜひそれを発展させていきたいものだなあ、こういうことを考えておるわけでございまして。

○山中(吾)委員 お聞きだけしておきます。次に、新聞で文部大臣の意見が出た問題で、私もまかり間違つてたいへんだと思つて見ておったのですが、週休二日制です。大臣はこれを何とかして実現したいと発表されましたね。学校の週休二日制、五日制授業、これは私も岩手県教育長をしておるときに週五日制を推進でやりまして、農村から全部バスを食つて、この貧乏で忙しい農家に二日も子供を預けられれば仕事ができなくて、むしろ七日間学校で預かってもらいたいんだというふうな要望がありました。二、三年で全部実は週五日制はもとに戻つてしまつたことがあるのです。痛感しておることは、学校の週五日制の周辺を取り巻く社会的条件というものを十分に整備するということこそ計画的にきちんとしたあとでないと、思いつきで出発するといふ矛盾が生まれてくる。奥野文部大臣の新聞発表を見ておりますと、何かその辺の思慮が少し足らぬような感じがしたので、念のためにここで御意見を聞いておきたいと思つておる。

生んでおるんだ。個人には自由と責任の価値観が常識化しているけれども、企業には自由はあつて責任はない。金もうけの自由はあるけれども、買い占めをして物価が騰貴して生活不安を与えても責任は持つ必要はない、そういうふうな中に人間形成のひずみもあるのだ、一体現在の自由経済を前提として、この経済合理主義、企業合理主義の中には、文部大臣としては、こういう体制の中で人間形成のひずみを生む条件を除去していくという努力があなたの立場でしょう。社会主義社会においても、人間の主体性、自由が認められなくて人間が育たないというところについては、教育政策の立場から理想としては、自由というものを保障しない限りにおいては、そういう社会は人間形成の立場から理想ではないと言いつつ切つていとおるんです。自由経済の中において、エゴとエゴで、人の一匹、二匹死のうが金もうけをすればいいんだということ、そういう豊かな人間性を破壊するようなものは何としても除去しなければならぬというのが、そこからは言つて、人間形成の理想から言つたら、自由経済は理想社会ではないと言いつつ切つてもいいんじゃないですか。何か経済政策を原点として、その次に教育を従属的に考えておるのではないか、あなたの発想は、私は、そこから教育政策は出ない、いまいろいろの社会的な現象の中に、人間形成を原点としてやはり教育のあり方を再検討すべきものが非常にたくさんあると思つておる。そういうこともときには頭をしばつて考えていただきたいので、肉眼で見える問題だけでなく文部大臣の意見を伺うておきたい。これはお聞きだけで結構です。

○奥野国務大臣 教育の問題につきましても、人によつていろいろ考えが違ふだろうと思つておる。私は物質文化の面においては戦後アメリカの能率のよいところを取り入れたけれども、日本のよきものも組み入れて新しい発展をさせてきたと思つておるのですけれども、精神文化の面においてはあまりにも日本の過去がすべてが悪かつたように

○奥野国務大臣 私にはわが国の経済の成長、その成果を国民に分け合つていかなければならない。

分け合う場合には賃金の引き上げ、そういうことで分配される、あるいは福祉施設の充実というところで分配される。しかし、同時に労働時間の縮減、こういう形においても分配されていかなければならない、それがやがて週休二日制に発展していくんだ、こう考えておるものでございます。したがって、早かれおそれいずれ日本も週休二日ということが一般化されるようになるんじゃないだろうか。またそうしたいという気持ちも多分に持つておる人間でございます。そうした場合に学校教育をどう対応していくのか、これがいまの課題でございます。私は週五日間授業ということができるような対応策をいまから検討しておかなければ、いざというときに、かりにそうきまつた場合にそれに対応できなくなつてしまふ、そういう心配を持つておるわけでございますので、仮定を置いて検討を進めるように文部省の省議できめまして、そうしてその検討を進めてもらつておるといふことでございます。あたかもそれを決定したごとくにお受け取りになりましたたいへん御批判もいただいております。

私が申ししておりますのは社会教育、体育の施設を急いで充実していきたい、一日は社会教育、体育等で受け持てるように、知育よりも人間の教育に力を置いたような教育をやるような日本の体制にしたい。それには施設充実を急がなければならぬ。

同時にまた、社会教育、体育等の指導者の質を高めなければいけない。同時に、その人数もふやさなければならぬ。ただ、いずれも一朝一夕にできることじゃございません。したがって、いずれにしても、これは大切なことだから、ひとつ施設、指導者いずれも充実をはかつていこうじゃありませんか。これは一つの問題点でございます。

もう一つは、かりに週五授業ということになつた場合には、カリキュラムを変えていかなければなりません。クラブ活動等で、社会教育、体

育等で受け持つてもらへるものはそれへ回せばいいわけでございますけれども、そういうようなことでカリキュラムの編成を考えていった場合に、どうしても日数が足りないということが起こり得るかもしれません。こういう場合には夏休みなり、春休みでふやさなければならぬということが起こるだらう。どうしたらいいのか、その辺の検討を急いでください。

同時にまた、若干指定校をつくつて研究を進めていかなければ結論を出せないだらう。だから、指定校をきめたらどうだらうかというのを申しつてまいつたわけでございます。

同時に、そういう過程におきまして施設を充実しましても、なおかつ十分でないこともあり得るわけだから、また今日でも私は必要な面もあると思ひますので、学校開放ということも真剣に考えたらどうだらうか、学校施設の開放をどうやってやればできるのだらうか、それも研究していかなければならないと思ひます。そうして週五授業の問題とは別個に、やはり社会教育、体育、この充実もはかつていかなければならない。そうしてつぎは人間を育て上げる、そういう努力をあらわしてやつていかなければならないと思ひます。

こんなことを言つてゐるわけでございます、一つの研究方向というものを、いま申し上げましたようなかつこうでお話をしてまいつたわけでございます。

○山中(吉)委員 そういうふうにいろいろと多角的に検討中段階だというならば、まああまり危険を感じないのですが、新聞ではいふん速急な話で、その中に特に現在でも詰め込み教育だといふ批判があり、五日制にしたときに教育課程を根本的に改造しない限りは圧縮してしまふということになる。教員の労働条件からいって、また教育内容が逆に圧縮して詰め込み教育になるようなことでは、私はマイナスが多く出る。現在でさえ九カ年の義務教育、それに対する社会的教育要求が多くてこれに加えよ、これも加えよという世論が非常に多い。一升のびんに一升五合の内容を入れて

いるのですから、五日制に短縮したときに一升のびんに二升入れるようなことになつてほしいへんである。慎重に御検討願ひたいと思ひます。お聞きだけしておきます。

それから、国連大学ですね、この国連大学は、最近の段階ではどういふふうになつておりますか。

○奥野国務大臣 国連の中に国連大学の準備委員会、どういふような国連大学の憲章をつくつていくかというようなことが進められておるわけでございます。

それとは別個に、各国から国連大学等について、どういふ受け入れ方をするかということについての公式な意見を関係当局から求められておるわけでございます。また、わが国におきましては国連大学についての準備の調査会を設けておつたわけでございますので、それからの意見の表明ももらひまして、そうしてそれをあわせましてなるだけ早い機会に政府間の意見をまとめて国連のほうへ送りたい、こう考えてゐるわけでございます。

いずれにいたしましても、秋に憲章なり、あるいはまた国連大学なり、あるいは企画調整委員会などの設置の問題が決定される。それに向かつていろいろな準備が進められているといふことでございます。

○山中(吉)委員 一言だけ要望しておきたいと思ひます。

国連大学の誘致というのは、単なる文教政策でなくて、平和憲法を持つておる日本の立場から言つて、国際機関というものを日本列島の中に幾つでも持つてくることが平和のとりでになり、軍備がなくても諸外国が侵略の対象にすることができな、いわゆる平和保障という意味がある、平和政策だと思ひます。そういう意味において、ぜひこういう国際的な文化施設の最高のものとして国連大学の誘致を実現していただきたい。

ことに、国連大学の本部が来ないとその意味が

ないのじゃないか、一つの学部だけが来ても。国連大学の本部がここにあつて、新しい第二の文化国際連合の本部ができるような、ともかくそういう本部を誘致するということを重点にして努力してもらいたい、そういうふうに私は思ひますが、文部省ではそういう方針で努力をされておられますか。

○奥野国務大臣 私としましては、同じような気持ちで努力いたしております。国連大学といひますか、研究施設といひますか、それもあることながら、企画調整センター、本部、ぜひこれを持つてきたいのだ、そういうことを通じて、国際間の交流が非常に盛んになるのじゃないか。そのことを通じて、日本の文化、學術の水準を引き上げることでもできるのじゃないか。同時に、日本の国際的視野も高まる。こういう期待を持つておりますだけに、特にそういう点について努力をしていくつもりでございます。

○山中(吉)委員 もう少し深めて質問したいことがたくさんあるのですが、それは次の機会にまた提案もしながら論議したいと思ひます。

次に、文部大臣の私的諮問機関として高等教育懇談会というのがありますね。これはどういふ性格のものでしょうか。

○木田政府委員 政令あるいは法律等による正規の審議会ではございませんが、これからの日本の高等教育について、大学関係者その他各界関係者の方々の御意見をちょうだいしながら、できるだけ将来の方向についてあやまちを来さないように、おまといいただいた意見で私どもも今後の施策を考えてみたいという意味で、御意見をちょうだいするための懇談会でございます。

○山中(吉)委員 何か省令とか訓令でつくつておるのですか。

○木田政府委員 事実上御参集をお願いしておるわけで、別に省令とか訓令とか設けておるわけではございません。

○山中(吉)委員 何か新聞を見ますと、前に国家

行政組織法第八條によつて審議會、協議會を設置しなければならぬという立場で、やたらにいろいろなものをつくるから問題になつて、それでないものについては、そのつど参集者に依頼状を出して随時行なうという、まあ集會であつて組織でない、組織にしてはならぬという通牒が出ておるですね。しかし、そうでなくて、何かこう集會じゃなくて、専門委員とか委員を任命をして、事実上恒常化した組織にしておるのじゃないですか。

○木田政府委員 予算との関係での仕事をしたいといふつもりでございまして、そのつど御参集をお願いしておるわけでございまして、別段の組織というわけではございません。

○山中(吾)委員 ちよつと言ひわけみたいないな……手当はやつてゐるのですか。

○木田政府委員 御出席をいただきました場合に、出席者にお礼を申し上げるということはいたしてあります。

○山中(吾)委員 そのときの実費だけで、ほかは出していませんか。

○木田政府委員 御遠方からの方には旅費を差し上げてあると思いますが、御出席いただきました場合に、出席回数についての謝金という形で、何かの実費的なお礼を申し上げております。

○山中(吾)委員 それでは一々ここで追求しないことにしますが、高等教育の懇談会の報告を見ますと、大学政策のなかなか基本的な、重大な、中身のある答申を発表して、文部大臣も非常に重視をしておるようである。したがって、單なる参集した會議で済んだものではなくて、恒常的に研究していく。それならば私的諮問機関でなくて、もっと正式なものとしてやらないと、その会合の性格と、発表した内容の事項の重要性とが非常にアンバランスがあるという感じがしておるので、一応注意を申し上げるつもりで申し上げたのですが、何か疑問がありますよ。私は少しい法的に疑問があると思う。それは次に残しておきます。

この大学拡充についての報告は、大学を地方に分散するという構想が中心にあつて、何か公立大

学を国立大学に移管する方向の答申を出してゐるのですか。それでいいですか。

○木田政府委員 懇談会に御参集をいただいておりますのは、各大学の関係団体のほうから、主として会長さんでございまして、そういう大学関係者の、将来大学問題についての考え方を、討議の間に皆さんに考えていただきたい。また大学に關係の深い方々にもその問題を考へていただきたいという意味で、そのつどお招き申し上げて御意見を承つておりますが、そこで出ております意見は、基本的に今後の動向を考へ合わせますと、やはり大学進學者というものの増大に対応をする拡充策というものを相当程度考へておかなければいけませんといふことと、それから今日の日本の大学が都市にあまりにも集中し過ぎてゐる形になつておるので、今後地方にも大学の機会を拡充するといふことが、機会均等といふことから考へてみても必要であらうといふような御意見がございまして、その際に、公立大学の役割りを新たに考へ直したらどうであらうかという御指摘は出ておりますが、公立を国立に変へるといふような御意見はちよつだいいたしてございませぬ。

○山中(吾)委員 反対だったかも知れぬ。国立を公立に移管か……。新聞にそういう発表をしてゐる。原文を見ていないが……。

私は、だから国立大学という構想を、もう大学は国立よりも公立とか私立を中心に移行すべきだといふ思想でそういう発表があつたかと見たのですが、反対ですか。

○木田政府委員 地方における高等教育機関の積極的な拡充を進めるため、国公立大学、特に公立大学の役割りを重視するとともに、私立大学に対しては必要な助成措置を講じなければならぬという意味の文章が出ておるわけでございまして。

○山中(吾)委員 どうもあまり明確な変更でも何でもありませんから、何でもござい、むしろ公立大学というのは地方につくると財政的に困難を來たして、国立移管運動が必ず出るであらうことになる。私は、いまのいき方では、公立をつくるのは

むだだといふ考へだ。必ず国立移管運動が起る、そして教授の給与その他についていつも問題を起こされておるので、むしろこの国立も、国立でなくて、国営国府でなくて、財産は残しても公営にすると、国鉄のように国有公営みたいな、あるいは私立の財産は百億なら百億で国が買ひ上げて、利子で基本財産にするとか、そういうふうな方向が一つ何かおもしろい構想だと思つていたので、あるいはそれでいいかと思つて聞いたのですが、それでいいのですか……。

いずれにしても、高等教育懇談会の内容を見ますと、私的諮問機関に値する以上の重要な問題があるの、あるいは脱法的にこゝろいう機関で、正當な審議機関にしない、それにかわるような内容を諮問をしておるような感じがしたので、手当を出してあれば法的に矛盾が出るし、出さないとまたおかしいだらうとするので、こゝろいう問題を取り上げるならもう正面から組織を持つべきだと思つてゐる。一応疑問だけ出しておきます。

そういうときに田中総理大臣が日本列島改造論で二十五万都市という構想を出してゐる。私は、もと文部大臣が、教育政策から、教育の機会均等で、子供が幼稚園から大学まで、その地域の者がいゝゆるその地域における学校で大学教育まで受ける、教育の機会を基準とした都市構想、むしろそういうものを検討して、最高で大学があつて、そしてその次に高等学校があるような基準で、人口その他を考へて、教育都市構想を、むしろ田中総理大臣に對抗して、そのほうから出していくべきじゃないか。二十五万都市がそれに当たるか当たらないかといふふなことをむしろ自主的に検討されてしかるべきじゃないか、地方分散を考へるならば、そういうふうな思ひで、問題として提起しておきたいと思つてゐます。これは時間をあまりかけないことにして、次に移りたい。

なかなかこゝろいう問題を質問申し上げる機会を与えられないので、かけ足で聞いておきたいと思ふのですが、国立大学の定員について、定員不足

の場合には定員まで入れるという通牒を出しましたね。だから、国立大学の定員というのは、国からいへばそこまで入学させる上限なのか下限なのか、定員といふものはどういふ性格なのか、ひとつ聞いておきたい。

○木田政府委員 定員というのは、大学の教育を進めていきます場合の一つの基準になる学生の数だといふふうに考へております。現実には、定員をもとにして国立大学の場合予算上の措置その他をいたしてあります。国立大学の運営は定員をいわば一種の上限の目標といふふうな考へ方で運営をしておるのが実情でございまして。私立大学の場合には、どうも定員を下限の目標といふふうな形で運営をしておるの考へざるを得ないのではないかといふふうに思つてゐる。この定員が、私立大学におきましては非常に超過しておる例が少なくないという点は、遺憾に思つておるところでございまして。

○山中(吾)委員 それは入学試験との関係で国立大学における定員は下限なんだ、こゝまでは入れるべきであり、入れてよろしい、能力のある者には教育を受ける機会を保障するといふ憲法的精神に基づいて、能力あれば全部入れたければ、財政的に設備その他の関係でこゝまでしか入れられない、だからみ出たものはやむを得ないからというので、私は、国立大学の定員といふのは下限なんだ、こゝまで入れるべきだといふふうな解釈をしておつた。それから百名の定員で五十名でいふのだといふふうな考へ方がそのまゝ常識化しておつたこと自体に間違いがあつたのじゃないか。入学試験の性格と定員の関係を再検討すべきではないかと実は思つたので、その辺大学事務局長の見解だけ聞いて、ああいうめんどうくさいことをするならば、毎年そういうことが出てくるならば、入学試験の性格と国立大学の定員というものはいかなるものかといふことをいまのうちに検討するべきものがあるのじゃないか、どこかいままでに偏見があつて、間違ひがあつたのじゃないかと思つて聞いておきます。

○木田政府委員 国立大学の定員は、そこまで学生を受け入れていくべきものというふうに考え、またそのように指導いたしておるところでございます。しかしながら学生のほうには、合格になりましても必ずしも最終的にその大学に入学するかどうかきまりません。したがって、国立大学におきまして、一例を申しますと、定員七百名くらの一学年の学生に対して九百人ほど合格者を出しておきまして、七百の定員の数をはるかに割ってしまおうというふうな実例も起こってまいります。それが各専門分野ごとに学生の受け入れその他入試の競争の線を引いておきます関係上、なかなか簡単にその追加その他の措置がとりがたいというふうな点がございまして、従来総計で考えてまいりますと、七万人ちよつとばかりの入学定数に対して三割前後の目減りが起こるというのが実情でございます。今回それらの点をさらに、やはり運営上の改善努力をしてほしいという意味で通知を出した次第でございます。

○山中(吾)委員 何かようわからぬが、時間がないのであつた、この席上でなくてもいいですから、局長と議論してみたい。

労働省来ておりますか。有給休暇のことで労働省に、定員問題で非常に重要な矛盾があるのでお聞きしたいのですが、私は法案のバックにある政策というものが非常に重要と考えて真剣にやっているのですが、労働基準法において二十日間の有給休暇制度がある。その二十日間の有給休暇制度というものは、労働者の権利として、そういう制度を固がつくった場合には、つとめてそれを活用して、二十日間は休んで、そうして家庭の健全なるレクリエーションあるいは休養するという趣旨で決定されたと思うのでありますが、いかがですか。

○吉本説明員 ただいまの御趣旨、年次有給休暇の労働基準法上の取り扱いでございます。法律で定められた年次有給休暇につきましては、それを行使することが労働者の保護の基本であるというふうに考えておりますし、当然そういつたことが消化できるように私どもも指導をしておるということでございます。

○山中(吾)委員 文部省のほうにお聞きしますけれども、労働省のほうでは、二十日間の有給休暇を充足するように奨励しておる。ところがいなかの学校に行きますと、たとえば十名定員の小規模の学校に行きますと、先生は、有給休暇の制度はあるけれども、たった十名の教員室では、休むとどうしても補助教員がないし、児童を遊ばすために事実上少しも活用できないというのが異口同音の不平であり要望なんです。大きい学校はいい、何とかなる。そこで、労働基準法に基づいて二十日の有給休暇制度をとっておるならば、文部省の定員の算出の基礎の中に二十日間の有給休暇を前提とした定員の算出の基礎があつてしかるべきではないかと思つておる。それはいかがですか。

○岩間政府委員 いろいろ定数に関しては基準もあると思つておるけれども、有給休暇を前提にして定員をはじくということ、これはおそれるけれども、やめていないのではないかと気がするわけがあります。特に教員の場合には、これは授業の日数が二百四十日というふうな一応の線がございまして、あと年間に直しますと、百二十日くらいの余裕もあるわけでございます。また、現在の定数法上では、小学校では最低一人、中学校では最低二人、余裕の教員もあるわけでございます。その中で有給休暇をとつていただく。もちろん有給休暇を完全にとつていただくということが望ましいことは言うまでもありません。定数上はそういうものを基礎にしてやつておるということとはございませぬ。

○山中(吾)委員 どこにもないですか、労働省、有給休暇を前提として定員算出の基礎に考えておるというの。民間の事例でございしますが、年次有給休暇がそういう法定の条件として、最低限の制度として定められてございしますので、そういう形をとるような形を私も指導しているのでございますが、いわゆる全体の定員としての関連に

おいて、その定員を何人分、これが年休だというふうには、これは十分承知しておらないということでございます。

○山中(吾)委員 国鉄その他に聞きますと、そういうふうな計算してあると聞いたのだが、まあいいです。あとで調べて……

これは学校の特長性だと思つておるのですが、いなかの十名くらいの職員室に行きましたときに、その職場ごとに十数名ずつ独立しておるものですか。何百名のほかの工場にいるのとは違ふと思つたのです。一人二十日間の有給休暇をとつて、十名の職員室の場合には二百日になると思ふ、全部が有給休暇をとりまう。そうすると一人の教員の一年間の出勤日は大体二百日ちよつとこえるものなので、十二名、あるいは十名から十二、三名の小規模の小中学校の先生が有給休暇をとれば、大体一人分の休暇になる。きつち一人分になる。したがって、それに対して一名定員を算出の基礎として入れるというのではない、労働基準法で正当な権利として認めておる制度の上に立つて、合理的ではないかと思つておる。また現実には僻地に挺身しておる先生が有給休暇を全然とれない。先ほど二、三名あるというのは、これは事実上そんな余裕はないです。せめて合理的に算出すべき基礎があるならば、それは文部省も堂々と要求して、十二名に対して一名の、年次休暇をとつたことを前提として定員増を私は大蔵省に要求すべきじゃないか、それが正当じゃないのか、それを算出の基礎に入れないというのは怠慢ではないかと思つておるのですが、いかがでしょうか。

○岩間政府委員 先ほど申し上げましたように、教育の場合には、いわゆる夏休みもあるいは春休み、冬休み等もあるわけでありまして、毎日お休みになれば確かに延べ二百日になるわけでありまして、十名の先生が一日全部お休みになれば延べ十日になるわけでありまして、これは普通の場合でございしたら、まあそういう機会にこれと思ひますが、お一人、病気で休むことになるというふうなことがあつて、あるいは出張に行かれ

る、いろいろなことがあつて、御希望のときにとれないというふうなことはあると思ひますけれども、まあ勘定のほうはおそらく合ふのじゃないかというふうな感じがするわけでございます。これを定数上どう繰り込むかということになりますと非常にむずかしい問題であらうというふうなところも考慮しておるわけでございます。

○山中(吾)委員 現実問題としてまず小学校が六学級、七学級で十二名で、そんなにない。二、三の、校長とあと一名ぐらい、何か養護教員がいるだけだ。実際はとれない、都市の者はとれる。だから私は、そういう意味においては定員の全体のワクとして算出の基礎に入れて、そうして僻地のところにはそれを渡すというのが合理的な定員配分のやり方だし、これは予算要求すべきじゃないか、これはどうですか、大臣。遠慮なく予算要求をして、有給休暇を前提として、特に十名の教員室においては有給休暇全部とれば大体一人分ですから一名定員増してやる。そのことが実際は、研修のときにも、産前産後その他の場合にも、結局は小さな学校は何もないのです。それでほとんど休めないというふうな状況になっているので、大規模のものとは小規模の場合には非常に差別が現実にはある。だから、せめてその合理的根拠のあるものは、そういう立場で定員をとつてそこへ配置をしてやるといふのが私は正しいと思つておる。大蔵省が割ればしかたがないですが、そういう基礎をもつて計算されるのがほんとうじゃないか、いかがですか。

○奥野国務大臣 先ほど来政府委員からお答えをしておりますように、それに見合った定員の配当という式の計算はしてないわけでございます。それなりのくふうを各学校で講じておられるわけでございます。私としては、小規模学校にも先生の配置を充実しましたりあるいは養護教員あるいは事務職員、そういうものの充実を考へておる最中でございしますので、やはりいまの段階におきましてはそのほうの要求を続けていきたい、したがって、御指摘のようなところまでには

とてもいらない、いまの段階ではいらない、こう考へておるわけでございます。

○山中(吉)委員 ほかのほうには、たとえば産前産後については補助教員がある。今度も研修に対する補助教員、ちゃんと入れましたが、むしろそれよりもっと法律的に根拠があるので、有給休暇は全部できるようにしてやる、定員の要求はですね。それが手が届かないというのは逆だと思つてますが、いかがでしょう。

○岩間政府委員 まあ休暇の場合には、これはいろいろの実態があるわけでございます。それが実際に教育にどういう支障があるかという点でございますが、先生の側からの見地と申しますか、そういう考え方から考えました場合の学校の授業の運営、そういう両方から考えまして、私ども、御指摘の点につきましては、これは実態を調べまして、そしてそれに基づいて実際にどういう支障があるのかということも考へてみたいというふうに思つておるところでございます。休暇の実態というものは、御指摘を受けましてまたいろいろ調べてみる必要がある、そういうふうな考へておるわけでございますので、そういうふうな実態調査の上で立ちまして、また大臣にもいろいろ御判断を仰ぐ、そういうふうなしたいというふうに考へております。

○山中(吉)委員 これが教育政策の特質で、事務職員の場合は休んでも、事務ですから別にマイナスはないんだが、子供を遊ばすということですから、先生が有給休暇をとれば、これは権利ですが、子供はそこで遊んでしまふ。授業を継続できるように配置するのが学校における定員の配置のしかたですから、そういう意味において私は強調しておるわけです。事務ならいいと思うのですよ、事務なら。一斉に休暇をとるとか、そういう労働運動の問題じゃなくて、逐次必要な場合に、都市の先生は有給休暇をみな自然にとれておる。僻地の人は十年間一回もとれない。何となれば、それは子供を遊ばすから、それを補充する先生が

ないからだ。この現実をもつと調査されて、それができるようにする、そのための定員の余裕というものを算出の基礎で考へるならば、やはり有給休暇を考へて、そして僻地に配置する定員の余裕をとるべきではないか。非常に少ないと思つてですね。青木主計官をこにおるのですが、どうですか。

○青木説明員 一般的に、有給休暇のための定数を職員定数にプラスするということは、なかなかむずかしい問題かと思つてますが、先ほど岩間初等中等局長からお話ございましたように、特に小規模学校におきます実態等の検討の結果が出てまいりましたならば、それに基づきまして私ども慎重に検討を加へたい、このように考へております。

○山中(吉)委員 ぜひ検討をしていただきたい。そういうことも考へないと、どうも教員の定員が窮屈で労働過重になつておるので、合理的な理論があればそういうことでできるだけ教育が向上するようになつてほしい、私の要求する趣旨はこういうことだ。

それから、これも理屈でなくて現実に学校でほんとに困つておることを取り上げて政策を進めていたきたいと思つておるのですが、長期欠席、これは九十日以上になると休職になるものだから、これは定員問題も解決するのですが、一月とか一月半とかいう場合にはそのままになつてしまつておる。そういうことがまた子供の自習という時間をずいぶんつくつておるのですが、これに対する対策はできておりますか。

○岩間政府委員 これは先ほど大臣からお答えいたしましたように、そういうふうなことも考へまして、特に初等中等学校につきましては、定数の増加をはかるというふうなかつて進んでおるわけでございます。したがつて、現在のところ、どういふ学校におきましても小学校では一人余分の定員があるわけでございます。また中学校では二人は少なくともあるわけでございます。その範囲で個々の学校で運営をしていただく。あ

るいは定員というのは、これは県内の定員全体を法律で基準をきめておるわけでございます。そういう場合はこれは県の段階で考へていただくというところでございます。

なお、先ほど御指摘もございましたように、長期研修でございますか、あるいは内地留学等の各県で行なわれておる研修、そういうものに対する定員というものは現在の法律の中にも規定しておるわけでございます。

○山中(吉)委員 長期欠席の九十日以内の病氣教員あるいは研修に出る者を含んで補充教員制度というものはできたんじゃないか。産前産後だけですか。

○岩間政府委員 いまでございますのは、いわゆる産前産後の休暇に伴う補充教員が法律化されておるわけでございますが、またこの前国会へ御提出になりましたいわゆる育児休暇、これにつきましては、代替教員のこの規定があつたと思つて、それから休職者につきましては、これは定員のワケ外でございます。それから現在の定数法の範囲内ではいわゆる研修教員につきましては一応の手当があるわけでございますけれども、本年度からそのほかに一億円の長期研修の代替教員の措置がとられた。以上が大体補充教員の実態でございます。

○山中(吉)委員 これは一月くらい病氣した教員の補充教員にも長期研修の場合にも使えるように、産前産後だけを適用する補充教員制度を、適用範囲を拡大して、それに応じて若干の補充教員の定員をふやしていくことで解決できる、そういうと教員は非常に救われると思つてますが、これは現在行政措置でできませんか。

○岩間政府委員 これは定数法全体が若干の余裕を持つていろいろ考へておりますので、その中で弾力的に運営をしていただいたほうが、きまつたものの、たとえば一学級に一人というふうなきまつたものの上でそういうものを積み上げていくというよりは、私はゆとりのある配当の運営ができるのではないかと、そういうふうな気がするわけでございます。

まして、現在国が定めております定数の基準というものは、あくまでも都道府県単位でございます。あとは都道府県の実情に依りまして実際の学校教育の運営ができるようにする、そういうふうな多少大まかな基準でございますので、あまりきつすぎすしないほうがかえつて各県としてはやりのいいではないかという気がいたしております。

○山中(吉)委員 県によってやり方が違ふ。県のほうに定数をふやしてやらなければいけないのです。しかし、人ごとみないに、対岸の火災視して局長は答えておるけれども、それはできないのですか。

もう一つ、産前産後のための補充教員という法律があるのですから、それがあつたら違反だといつて、むしろ逆に——だから私が言つておるの、長期欠席とか研修のために補充教員制度というものをつくつて、それを産前産後に適用する。いまある市町村に補充教員が三名あればそれを五名にして、産前産後及び研修、長期欠席の補充教員としてみな適用できるというようにあなたの方で変えなければ、県ではできないのですよ。そういうことをしてやらないと、現実においては非常な矛盾があつて、小規模の学校の先生は困つておる。そういうことを検討さるべきだと思つておる。そういうのはごく簡単じゃないですか。そのくらいのことでは週五日制を言う前にやつてやるべきだと思つておるが、文部大臣、いかがですか。

○岩間政府委員 いまの教員の算定の基準がきまつておるものはきまつたものでその定数をとつておいて、それにあと必要なものを積み重ねていくというふうなやり方ではなくて、基礎になるような定数というのにつきましては、学校の運営上弾力的な運営ができるように余裕を持たしているわけでございます。でございますから、たとえば一学級の学校につきましては定員が二人、二学級の学校につきましては三人というふうな余裕を持たしてあるわけでございます。それは、一学級は一人、二学級は二人、そのほかに必要な教員を幾

らというふうに積み重ねるよりは、いまのところは弾力的な運営が各都道府県でとられるのではないかと、いまの定数法のたてまえに仕組みがそろうというふうになっておることを申し上げておるわけでございます。

○山中(吉)委員 それは事実には合わないで、産前産後はずっと教員週休二日制から補充教員制度ができた。一月という病欠欠席も同じなんです。定員があるからといって、一カ月ある先生にずっとやらすわけにいかぬでしょう。これは補充教員制度が必要なのである。それはもともと実態を検討されて、少なくともその補充教員がそこに充足できるように定員もふやし、適用範囲を拡大するということぐらいはすべきではないか。どうですか、今度は大臣……。

○奥野国務大臣 私たちといたしまして、先生の定数は全体としてふやしていきたいわけでございます。全体としてふやす中で解決をはかりたいと思っております。また同時に、非常勤講師の制度をことしから始めたわけでございます。これを充実させることによって、一月とか二月とかいう問題も、それで補充する道が講ぜられれば、一つの解決策ではなからうかというふうにも考えるわけでございます。いずれにしても、御指摘のありました問題は、今後とも対応できますように研究を続けていきます。

○山中(吉)委員 それから、そういう補充教員の問題に関連して、先生が一週間、二週間病気で休む。その場合に小学校でしたら、これは学級担任の先生ですから、社会の授業でも、あるいは数学の授業でもできるわけですね。中学は教科担任だから、数学の先生が休んで、数学の補充といえは、数学専門の先生がいなければできない。ところが、数学の先生が休んだときに、国語の先生が余裕があるので、国語の先生に補充してもらおう。そうすると、一月分数学のほうはおくられて国語が進む。これはよくないという指導をしているので

すね。その根拠は何かというと、指導要領が法的拘束力があると文部省の皆さんが指導しているから。さらに一年間の指導要領は、ここまで進まなければならぬ、これ以上進んではいけないという法的拘束力がある。そんな教え方をしているのですか。そこで、一年間にある数学の先生が一月休んだ、国語の先生が一ヶ月やって進めた、よくないから自習をやらしておけという指導をしておる。そこで指導要領をもつて形式的に法的拘束力なんというのをどこから——教員の教育の自由を拘束し、何かだんだんと戦前と同じように、教員に、官僚統制の中で指導要領の法的拘束力を考案してきたように思うのですが、そういうところにもマイナスだけが出ておるように思う。これは改定すべきじゃないですか。そういう法的拘束力をやめまして、言うからこいう問題が出ておる。子供を犠牲にしていると思う。どうですか。

○岩間政府委員 そういふことは学習指導要領には書いてございません。

○山中(吉)委員 法的拘束力ということをおなたが言っているから、先生はみなそう解釈しているのです。市町村の教育長など、まっ正直にそう解釈して、校長が教壇に立つたら、やめろ、よけいなことをするなというしかられたという話です。それで指導要領というもののについても、上のほうからは政治的理由で拘束力を持たした。末端にはどういふデメリットが出てくるのだということとを正確につかんで、いままでもあった制度を棄てていくようなことを慎重にすべきである。一年間その数学の先生が病欠したときに、国語の先生が教えることができる、教えましょ。しかし、指導要領の法律からいってたら違反になるから遊ばしておけ。これはよくないでしょう。検討しなさい。

○岩間政府委員 それは先ほど申し上げましたように、学習指導要領ではそういうことをしろというところは書いてございません。各教育委員会あるいは学校で御判断いただきまして、その具体的な問題にに応じてやっていただければいいことで

ございます。

○山中(吉)委員 それでは課長会議でも何とか会議でも、法的拘束力の意義はこいうことなんだ、進み過ぎてはいかぬという意味ではないのだというのを皆さんが説明しないと、そうとつておるのだというのです。そういう内容の解釈、法的拘束力はこいう意味なんだというのを説明しなければいかぬと思ふ。やりますか。

○岩間政府委員 それは各教育委員会なり学校で御判断いただければよろしいことで、ただむちゃくちゃに国語ばかりがどんどん進むというふうなことは、もちろん望ましくないことでございます。その点はやはり実態に即してやっていただければいいことでございます。そういうふうな常識から考えて無理なことは、私どものほうではお願いしているつもりはございません。

○山中(吉)委員 局長は少しこだわっていると思うのですが、中学の場合に、それなら数学の先生が一カ月病気で休んだら遊ばしておきますか。ところが、国語の先生は補充して一カ月やれる。しかし、それは指導要領の法的拘束力からいって進ましてはいかぬというふうには、皆さんが指導してはいないかというふうには、一年の国語を子供は犠牲になっている。だから、一年の国語を一カ月進ませていいじゃないですか、遊ばすよりは。そして、来年数学の先生が病欠がなおつたときに、今度は逆に国語のかわりに数学をやつて、足らぬ分は追いつき、進んだものは元へ戻すこともできるのだし、それは当然じゃないですか。そういう形式主義の指導というものが、末端においては、子供に足踏みをさせ、学校長はただ遊ばして見ておるというふうな結果にもなり、いろいろの欠点が出ておる。こいう矛盾は、そう消極的に考えなくて、いまの判断で、そういうふうにしたほうが教育的にはいいと単純に判断できる問題じゃないですか。前にこいう質問をすると言わなかったから慎重に答えていると思ひますけれどもね。そうはいかぬですか。

○岩間政府委員 数学の先生が病欠だから数学の

時間は遊ばしておくと、国語をやったほうがよろしいじゃないかというところは、そのとおりでございます。ただ、教育というのは積み重ねでございますから、一ぺんにまとめてやってしまつてあととやらないというのじゃなくて、積み重ね、積み重ねをしていくことが大事なわけでございます。その限度をやはり各都道府県なり学校で判断していただくことを申し上げておるわけでございます。その一年間で教えなければならぬ総量というものは、これは学習指導要領等で規定はございますけれども、その運用につきましては、先ほど申し上げましたように、積み重ねをしていくというほうが教育的な効果があるという点をお考えいただいて、実態に即してやっていただければいいことじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○山中(吉)委員 そういふ趣旨ならば、中学において数学、国語その他の補充教員を、二十校ぐらいある地域においては置いておくという政策をあなたを立てなければ、私の質問に対しては答弁にならないと思ひます。数学の先生が一カ月休んだときに、国語は一カ月進むのは好ましくないから、そのうち一週間だけやつてあとは遊ばしておけということじゃないですか。そういうことでなくて、絶えず子供が勉強できるように、しかも集中授業はよろしくないというならば、数学の補充教員制度をとるというのをあなたに言わなければ、教育政策として責任を果たさないと。いいじゃないですか、国語が一カ月ぐらい進んだって、遊ばしておけより……検討してください、これ以上言えないよりだから。大臣聞いておたでしよ。こいう矛盾があることだけ申し上げます。

それから、教員の定員と児童生徒数の増減のことで、これも現実の矛盾があるので文部省で検討すべきだと思ひますが、来年度の学校ごとの定員を四月までの児童生徒数の増減によつてきめておられます。ところが、五月、六月ごろに転任する公務員はだいたいあるのです。定員をきめたあと

に子供の増減が、一カ月の間に非常に多いのです。だから、ある学校に先生を減らしたあとに子供が入っていく、あるいはふえる、減るということがあって、非常に学校が学級編制に困っている。

そこで、生徒が減った場合には、来年度まで定員はそのまま据え置きにすべきではないか、一年間だけ。そうでないと、先生の定員を四月までの増減で減らすために、五月に子供が入ってきたら先生は足りないということで困っている学校が相当あります。だから生徒数が減って、一名減ったためにいゆる複式にしなければならぬというところがいふあるのですが、次に入ってくるのですね。そういうのがありますから、一年だけ据え置いて、そしてあとで児童生徒数において定員を考えていかないと、非常に教育に支障を来たしている。四月までに必ずしもみな転任とか転動しませんが。

それは検討されるべきだと思うのですが、結論的にいうと、児童生徒数の増減に応じて定数をきめる場合は一年据え置きにする、ふえたときにはいですが減ったときは、子供は遊ばさないというのが中心だから、ほかの事務職員と違うのですから。それはどうですか、検討できますか。

○岩間政府委員 そういふ問題は確かにございまして、その問題につきましては私も従来から検討しておりますが、具体的な問題としましてはやはり国のほうでそういうふえた場合の教員の手当について、負担金で見るとどうかという問題があるわけではございません。

〔森喜（喜）委員長代理退席、委員長着席〕

その点につきましては、現在四月から六月までのものにつきましては、これは各月の平均値をもって計算をするというふうなこともやっておるようでございますけれども、現実には御指摘のような都合があるということもございまして、なお、さらに検討を進める必要があると思います。検討いたしたいと思っております。

○山中（吉）委員 どうですか、青木主計官。

○青木説明員 ちょっとと勉強で、そこまで細かいことをよく存じませんが、よく文部省から事情を聞きたいと思っております。

○山中（吉）委員 いま言ったのは、四月までの生徒数が減ったということによって学校の定員を減らしておるわけですが、四月以後のところがあとで入ってくるのですよ、父兄が転任をして。親が転任すれば子供は入ってきますね。そこで、定員を減らしたあとに子供がふえて、そして一年間非常に教育に困る、複式にさせられておるころもありまうから。これは当然一年くらいは据え置いていくべきではないかと私は思うので申し上げたのです。局長とよく相談してみてください。これは主観をまじえないで、教育の継続性からいって、やはり一年くらいは定員はそのままにしておくという常識があつてしかるべきだと思うので申し上げたわけでありまう。

次に、時間がないのでぐくかけ足をしておるのと、つとめて時間を延ばさないようにしているのですが、国立付属小学校、中学校の定員との関係です。ここへいきますと、これは直接文部省の責任だと思つて。これは大学局ですか、教職員養成課ですか。一般的に国立の付属小中学校は、定員、給与の関係において非常に軽視をされておる、無視をされておるというのが私の結論ですが、各地域地域の教育の指導及び実験学校的な役割りを果たされておる付属小中学校に対しては、非常に待遇が悪い。大体受け持ち時間が、一人の先生が三十時間くらい持つておるくらいで定員しかない。当然これは職務の中に、地方に指導に出る場合が多いのですが、一般の市町村立の小中学校に適用されておる研修補充なんという教員の制度、これは一つもない。ところが付属小中学校は、そういう指導を任務として持つておるものだから、多く出るでしょう。これに研修補充教員制度を当然考えてやるべきではないか。大体、おそらく国立学校の付属小中学校の教員で、一日二、三名はみないないのです、指導で。手当てを少しもしていないですね。どうですか。

○阿部説明員 国立大学の付属の小中学校につきましては、公立学校の基準に比較いたしますと若干定員に余裕がございまして、一名ないし二名程度プラスになっておるわけでございます。このほかに、先生からも御指摘いただきました件でございまして、昨年、本年度と二年間にわたりました、付属学校につきまして非常勤講師を設けられるようにということで、非常勤講師手当を予算に計上していただいております。なお、小学校、幼稚園等は明年度以降の宿題ということになっておるわけでございます。

○山中（吉）委員 実態からいって、受け持つ時間が週三十時間くらいあるというんですが、一、二名じゃ。それなら、付属小中学校の実験学校、指導学校としての性格からいって、さらに二、三名多く出すべきだという結論になるのです。週三十時間くらい持つておるというのですよ。そういう実態を調査しましたか。

○阿部説明員 担当時間の実態については私も手元に資料を持っておりません。

○山中（吉）委員 調査してください。そして、その付属小中学校をもっと活用すべき文部省の任務をみずから放棄して、そして手当てもしない。週五日制なども、もしやるならば国立の、文部大臣の直接責任のある国立のところであるべきで、地方にいろいろの負担をかけるべきでない。ところが、そちらのほうをやらなくて、手当てもしてやらないという現実には非常によろしくないと思つて、課長、調査して報告してください。

それから、産前産後の補充教員も、国立の付属小中学校には適用しないのですか。

○阿部説明員 産休法は国立学校についても適用がございまして。

○山中（吉）委員 適用はないのですね。

○阿部説明員 いや、適用がございまして。

○山中（吉）委員 実際には、産前産後の補充教員というのは少しも全国の小中学校には適用していません。やつていないですね。事実上やらないのですか。法律上はできる。どうですか。

○阿部説明員 産休の補充教員につきましては、必ずしも定員上の措置で補充教員を置かなければならないという規定ではないというふうに理解しておるわけでございます。非常勤講師等によって補充するというようなことも可能なわけでございます。

○山中（吉）委員 それは答弁にならないんだ。同じ義務教育の小中学校の先生で、国立付属の小中学校には事実上産前産後の補充教員は一つも適用していない。お産をしたって絶対ない。それ、事実とは知っているでしょう、それなら。それは不合理でしょう。だから、あるいは、文部大臣の直轄の学校ですから、府県、市町村の教育委員会に、国立付属小中学校の産前産後の女教員に対しては、その補充教員を平等に適用できるようにしてもらいたいという依頼とか指導とか、必要なら一名そこにあつておるべきのが当然じゃないですか。それは一つもしていないですね。どうしますか。ほつておきますか。

○阿部説明員 先ほど来申し上げましたように、付属の小中学校につきましては定員も若干オーバーしてつておるわけでございます。そのほか非常勤講師等の措置も講じてまいりたいと思つていますが、諸般の方策を講じてまいりたいと思つてます。

○山中（吉）委員 大臣聞いておるから、こんな不合理なことがあるんですから、行政措置で平等にやつてもらいたい。

それから、給与が地方の教員より一号安い、これは事実ですね。

○阿部説明員 教員の給与につきましては、御承知のように国立学校の例に準じて地方公立学校の教員の給与はきまつてまいりまして、基本的には同じ給与体系になっておるわけです。

事実関係では、特別昇給その他の関係がございまして、公立、国立が完全に同待遇、同年齢の者が同じ金額になるとは限らないわけでございます。○山中（吉）委員 一号大体安いと思つてますが、

実態を全国調査しましたか。

○阿部説明員 私どものほうで調査をしたことはございませんけれども、関係者から聞いております話では、地方に比べれば低いという話は聞いております。

○山中(吉)委員 大体わかっているんですね。わかっていけば、実験学校として指導にも出て苦労しておる優秀な教員が多いのですから、ほかの人より一号下がっておるのがわかっていけば何とかすればいいじゃないですか。しないのですか。はってのおのですか。(来年からいたします)と呼ぶ者あり)こちらで答弁したが、文部大臣、いいですか。

○木田政府委員 国立学校の付属の教職員につきまして、人事院の定める基準によつて的確に給与の処遇をいたします。全国的には同じ基準でやっておるわけですが、都道府県は府県によりましてそれぞれ独自の方針をおとりになるところもあるものでございますから、府県によりまして御指摘のようなことでほが国立学校との関係には起つておりました。現実国立学校に付属の教職員の人事につきまして私も頭を痛めておるところでございます。しかし、これは国立と公立との給与制度の違いでございますから、公立学校のほうには国の例によつてやるといふことでございますが、しかし、全く同じでなければならぬといふことにもなつておりませんので、府県に就いて国立のほうでそのつどかじをとるといふことが現実問題としてできない課題でございます。そのことのために付属学校の教職員の人事その他につきましては頭を痛めておるといふのが実情でございます。

どうすればいいかという点につきましてなかなか名案もございませんが、処遇の面ではこの教育実習その他を担当してくれております関係上、そうした実習の指導経費その他を加え、また教官等の積算校費の上でも付属学校としての運営ができるだけ十分にできるようにという気持ちを持ちまして、最近数年間、学校経費の拡充その他のこと

もつとめておるわけでございます。何とか諸般の施策を講じて、そうした点の格差をいいますか、これを解消できるように努力をしたいといふふうに考えておるところでございます。

○山中(吉)委員 教員については教員免許状の上に立つた身分で、その学校が国立公立だということによつて給与の制度を変えることが大体おかしいんだ。私立だつて同じだと思ふのです。教員免許状の上に立つた教員で、教育の内容は同じなんです。しかも、小中は義務教育じゃないですか。設置者差別主義を給与にまで及ぼすなんというのはもつてのほかだ。だから一号高いならみんなそれに就いて、小中学校一号教員給与を高くすべきじゃないですか。いま、西岡部長は来年と言つたんだが、ちやうどそれに便乗してやりますというぐらゐ答へたらしいでしやう。そんな頭を痛める必要はないので、こういうことは前進しない。そしてもしもいまの形式主義の設置者差別主義がこういう不合理を生んでおるならば、付属の学校というものは特に他の小中学校よりも研修を倍しなければならぬ指導学校でありますので、一号俸くらゐに相当する研修手当を提案したいと思ふのですが、どうですか。そうしてとにかく実習で苦勞しておる先生が一号下がる、そして欲求不満でいるといふことに対してわれわれが何もやらないといふのではなくて、いろいろやる方法があるじゃないですか。どうですか、研修手当。

○木田政府委員 大きな課題でございますので、私も十分研究を進めたいと思ひます。

○山中(吉)委員 必要以上に消極的な慎重な答弁をしておりますが、これは大いに検討することを要望しておきます。

それから、海外の留学制度、これもその制度についてはいくはまた全員留学派遣の別な提案を持つておるんだが、これは国立付属小中学校に少しも適用しないですね。これはどういふわけですか。

○木田政府委員 国立の付属の学校の教職員は、

従来年間十名程度派遣をしておりましたが、四十八年度から四十名派遣をすることにいたしました。

○山中(吉)委員 派遣をするのですか。——平等に取り扱つておるというふうな感じがします。

そこで、先ほど給与の関係の不合理をはかの経費であるいは実習費その他において考慮しておるというのですが、ずいぶん安いんですね。考慮している痕跡が一つも見えないのですが、教育実習を軽視しているといふことをこの間の法案でも私は強調したのですが、免許を与えるときに教育実習を非常に軽視しておるという思想が、教育実習を担当する付属小中学校の教職員の手当が非常にわずかなものであるといふことにあらわれておる。いまだどういふ算出基礎で教育実習の手当を出してありますか。

○阿部説明員 教育実習指導手当につきまして、付属学校の教官に対しまして月額三百円の手当を支給いたしております。これは昭和四十五年に九十円であつたものを四十六年度に百三十円に値上げいたしました。四十七年度から三百円といふことに値上げをしてまいつたわけでございます。

○山中(吉)委員 教員希望のものが朝から一生懸命に汗をして実習に努力しても三百円ですか。少ないじゃないですか。そうすると大体教育実習は、事実上一人当たりどのくらい教員に手当が出ておると思ひますか。調べましたか。

○阿部説明員 各学校によりまして教育実習を實際に引き受けてくださる先生方の数というものが実態が違つておると思ひますので、私も実態を詳しく存じておりませんが、全国平均で申しますれば教官一人平均して年間一万円程度の金額ではなからうかと想像いたしております。

○山中(吉)委員 これは岩手大学の場合ですが、大学本部の配当のしかたその他にどう思ふので、私聞きますと一人当たり年三千円ですね、先生ものらうのは。あまりにも少ない。それから国立付属小中学校がとにかく全体を引き受けるだけ

の余裕がないから代用的にある小学校に委託をする。委託したときには、その先生には二百円しかやつていない。これは大体全国的なレベルじゃないかと思ふのですが、一番大事な教育実習に先生方は非常に熱を入れて、しかも私に言うのには、寝ないで一生懸命に準備をして指導しているんだが、実習を受けると、岩手県の場合には岩手県に就職しないで東京に出て行く。児童生徒が減つて定員が減るから、実に楽しみがないと言ひながら、しかも年間三千円ぐらいの手当では教育実習に熱が入らないし、私は来年度から少なくともこの三倍ぐらゐは考へるべきではないかと思ふのですが、どうでしょう。少ないと思つておるのです。来年度の要求はどういふ考へ方ですか。

○木田政府委員 付属学校の運営また教育実習のあり方等、私も今後の教員養成の充実の大事な問題として何とか充実、改善を進めていきたいといふふうに思つておる次第でございます。そういう問題も含めては関係者と検討中でございます。御指摘の点も含めて来年度以降の課題として積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○山中(吉)委員 それから次は小規模の中学校の定員問題で、これも検討したいと思ふのですが、生徒数の関係で音楽、体育等の専任教諭が置けない。十時間ぐらゐだから一人の定員を置くには時間が少ない。それで、いわゆる時間講師を雇つてつじつまを合わせておる。体育の専門の人で定年になった人とか、そういう方ですが、文部省の指導によれば、時間講師については一時間二百五十円、それから週十時間以内と規定しているのですか。

○岩間政府委員 公立学校でございますら、そういう指導はいたしております。

○山中(吉)委員 間違いないですか。じゃあ、どういふふうになつておりますか。一時間幾らとか十時間という限定はないですか。

○岩間政府委員 小中学校では非常勤講師という

のは義務教育の負担金の上ではいままでも認められておりません。大臣の御発意によりまして、ことしから初めて長期研修の代替の非常勤講師の手当に對する補助金が増したわけでございます。したがって、もし非常勤講師というものをやっておるとすれば都道府県で独自にやっておるわけでございます。私どものほうでは時間、それから一時間当たりの費用につきましては、別段指導いたしておるようなことはございません。

○山中(吉)委員　そうするとおさらのことです。が、小学校にも専科教員の要望がたつたところがあるが、小規模の場合においては音楽の専門あるいは体育の専門は時間数の関係で置けない。大規模の場合においては専科教員を置くべきものとわれわれ思うのですが、小規模の場合には、その制度があつても置けない。したがって、その専門の先生で休んでおる人、定年退職した人たちを時間講師で置かないと教育はできないという実態がある。文部省は手当てをしていない。市町村では一時間二百五十円程度で十時間、金がかかるからそれ以上やっても給手をやらない。十五時間教えておつても十時間しかやらない。そういうことになれば、やはり文部省が政策として取り上げて、これに應ずる国の政策を立てるべきではないか。地方に行きますと、体育の先生なども非常に優秀な先生で、定年退職したあと奉仕的にやってくれる人はたくさんあるわけです。音楽にしてもそうです。一時間二百五十円では申しわけないと思うのです。十五時間やっても十時間しかやらない。十時間以上やっておるのかつてにやっておるんだといつて手当を出さない。それでも学校としては、その先生がいなければ音楽教育はできない。これは何とか文部省で処理すべきだと思ふのです。来年度の予算案で、いかがですか。

○岩間政府委員　小中学校におきまして非常勤講師の問題は、私どもの多年の懸案でございましたが、幸いにいたしましてことしから実現したわけでございます。先ほど大臣からお答えいたしましたように、この制度を拡充してまいりたいという

気持ちを持っておりますので、ただいま御指摘のような点につきましては、今後十分配慮をしましてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○山中(吉)委員　その他いろいろお聞きしたいこともありますが、この辺でとどめておきたいと思ふので、ひとつ来年度の予算要求の場合には、これを参考にして検討し、一歩でも二歩でも前進していただきたいと思ふのです。

それで、総合的に定員政策として最後に文部大臣にお聞きしておきたいのですけれども、まあ、教育というものは何かという基本的な論議をするときには、それは教師と生徒の人間関係、触れ合いである、結びつきである、そうでなければ教育は成り立たない。これは常識のようにわれわれも言ひ、文部大臣も言つておることなんです。ところが一つのクラスに四十五名という定員で、生徒と先生の人間の触れ合いというのは、これは不可能な数だと私は思うのです。現在、日本の定員法は四十五名です。これも大蔵省の壁を破るのにずいぶん苦心をして、五十名から四十五名になったのです。この次にはせめて四十名にして――ほんとうは三十名ぐらいだと思ふのです。金のある家庭においては、家庭教師と一対一なんです。集団教育といへども、一人の先生が担任する子供は三十名ぐらいでないと人間の触れ合いというものは不可能だと私は思うのです。だから、そういう意味においては四十名が適当だ、四十五名でいいじゃないかという論は成り立たない。少なくともそういう理念を前提として政策を考えるときには三十名ぐらいまで減らす努力をして前進をいくというのが、私は文部大臣の思想とその延長線に考える政策だと思ふのです。そういうことを考へて、この定員問題をこの辺で、財政的にどうだこうだといふふる消極的な立場でなくともっと前進をしてみたい。

それで、文部省が出された学制百年記念の記念募集による作文ですが、青少年の意見発表、これを読んでみたのですが、生徒自身が、先生と人間的に接触をする機会がほしい、少しもそういう機会がない、高等学校教育の退廃はそこにあるんだ、せめて生徒十人に先生一人のグループであつてほしいということを皆さんが選抜した作文に書いていますよ。

そういう理想的な形態までとはいかないけれども、少なくとも三十名の子供に對して一名の先生といふところまで持つていくべきだといふ理念を最初に持つて、そういう定員の改革をしなきゃならぬのじゃないか。その次に財政問題が出、また時間の経過等も必要と思ひますけれども、いまの四十五名でいいんだという思想だけでは克服しなかならない。そうでないと言行不一致だと思ふのです。最後にこゝろの問題について大臣の御意見を聞いて、私の質問を終わります。

○奥野国務大臣　一学級の定員の最高限度が四十五名、現在平均しますとたしか三十二、三名になつていふんじゃないかと思ひます。いずれにいたしましても最高限度の四十五名は将来引き下げる方向で努力していきたい、こう考えているわけでございます。ただ、御承知のように第二ペーパーが開始されました、あるいは定員の配置を別の方向でも充実していきたい、こういう計画も持つておりますので、来年度最高限度四十五名を引き下げるという要求をするということについてはいろいろ問題がございます。しかし、いずれにいたしましても方向としては、将来そういうように引き下げる努力をしていかなければならないのではないかと、かように考えております。

○田中委員長　次に、国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○栗田委員　私は同法案の一条に關しまして質問させていただきます。

まず、この一条の中に共同利用研究機関を置くということが書かれております。この共同利用研究機関、高エネルギー物理学研究所その他になつておりますけれども、かつて昭和四十六年第六十五国会で、この高エネルギー物理学研究所が発足するにあたりまして、国立学校設置法の一部を改正する法律案がやはり審議されております。このとき研究所の職員に教育公務員特例法を準用すべきであるという主張をめぐりまして論議がされておりますけれども、このことについては御存じでいらつしやいますね。

○木田政府委員　はい、一応当時の経過、私も頭に入れたことがございます。

○栗田委員　このときの論議の中心点はどういうところだったでしょうか。

○木田政府委員　国立学校の共同利用研究所につきましては、これが学問研究の場として十分に機能できるように学術研究の自由を阻害しないという御趣旨が、御論議の基本に流れている線だといふふうに理解をいたします。

○栗田委員　この問題に關しまして当時の論議の中心点、いまおっしゃられたようなことだったのですけれども、もう少し私が調べまして、また研究者の皆さん方の引き続き御要望を伺つてみますと、教育公務員特例法の第四條、七條、十一條、十二條、十九條、二十條、二十一條などについては特例法が適用されておりますけれども、五條、六條、九條、十條には、これはつまり転任とか降任とか免職や懲戒処分など、いわゆる不利益処分に関するものの適用が除外されているということが論議の中心になつていふと思ひます。

そこで、この問題に關しましてそのとき同時に衆参両院で附帯決議がされております。簡単に読ませていただきますと、衆議院のほうには、「政府は、高エネルギー物理学研究所の運営については、学術研究の自由を阻害しないようじゅうぶんの留意を要する。ことに人事については所長の意見を尊重し、研究者が学術研究に専念できるよう配慮すべきである。また、今後この種の直轄研究所の重要性は益々増大すると考えられるのでこの種研究所における研究公務員の処遇については、その職務と責任の特殊性にふさわしいものとする

より、さらに検討を行なうべきである。」という附帯決議がされております。また、参議院もほぼ同趣旨の決議がされているわけでございますが、さらにその検討を行なうべきであるというこの附帯決議の中間に治いましてその後どのような検討がされているでしょうか。

○木田府委員 この附帯決議で御示唆がありま
した問題につきましては、私ども教育公務員特例
法施行令を制定いたしました際に、施行令の三条
の二に、「国立学校設置法第三章の二に規定する
機関の長及びその職員のうちも、ばら研究又は教
育に従事する者」につきまして、準用規定を入れま
して、そして大学管理機関とあるものにつしまし
ての読みかえをいたしておるわけでございます
が、特に独立の共同利用研につきましましては、特例
法の四条一項を定めますにつきまして「文部省令
で定めるところにより任命権者」という特別の準
用規定を入れまして、そして省令でできるだけ研
究関係者の意向が所長及び教職員の人事に反映で
きるようにという措置を講じた次第でございま
す。

○栗田委員 いまの中で、五条、六条、九条、十条など、軽任、降任または免職、懲戒などの不利益処分については準用されておりませんね。なぜこれが除外されているのでしょうか。

○木田政府委員　これは国立学校設置法によって設けたものでございますが、大学そのものでございませので、私どもいたしましては、他の一般の所轄の研究所と同じような取り扱いを考えると、その際特に附帯決議の趣意を考えまして、採用の人選につきましてできるだけ御指摘のありました点を実現すべく規定を整備いたしました次第でございます。

なお、直轄の研究所以あることの關係上、現在文部省直接の研究所と同じような扱いにいたしてあります。教育、研究の自由という点に關しまして、格段の支障がないものというふうに考えております。

○栗田委員　文部省設置法で規定されております。

て、設置されている直轄の研究so、たとえば遺伝学研究所ですか、いろいろございますけれども、それとこの高エネルギー物理学研究所の性格の違いというのは、どういふところにありますでしょうか。

○木田政府委員 文部省所轄の研究所以は、発足の経緯その他ございまして、大学とは別個に、統計数理研究所にいたしまして、遺伝学研究所にいたしまして、特定の分野を中心に研究体制を整備する必要があるということから設けたものでございます。大学の付置研究所として設置されてまいりましたものがどうしても大学を越えた大きい研究体制として整備される必要があるということから、近年になりまして高エネルギー研究所、昨年はまた国文学研究資料館のような共同利用の研究所をつくつていただきました。また、今回御提案申し上げておりますのは極地研究所を同じようなタイプのものとして設けたいという趣旨でございますが、これは直轄の研究所と大学付置の研究所以との中間的な性格を考へて、両者の関係の人事の交流、大学の研究者が独立の研究所以でありまし

ても研究者として参画しやすいような体制を考えたい。そういう意味で、文部省の直轄の研究所とかなり性格的に近いものをごさいまするけれども、しかし、研究者の交流その他の人事上の便を実現しやすくする、大学間の研究者の集まりを実現しやすくする、そういう意味で、国立学校設置法の中に新たな独立の研究所としてつくつていただいております。研究そのものの基本的なねらいはかなり近いものがございますが、大学との関係を緊密にしたいという趣旨で、独立ではありながら国立学校設置法の中につくらせていただいております、こういう次第でございます。

○栗田委員 いま局長から沿革として大学の付置研究所の発展によってこういう形になってきたというお答えがございました。大学の付置研究所の職員というのは教育公務員として扱われておりますね。それで、この共同利用研究所の場合にも、単に研究だけでなく、大学院における教育などに

協力するという内容を持っていると思いますが、いかがでございましょうか。

○木田政府委員　御指摘のように、この研究所は国公立の大学の依頼を受けまして、大学院の教育に御協力をするということができるように配慮いたしております。

○栗田委員 そのような内容を持ちながら教育公務員としては扱われずにいるという点、それからもう一つは、不利益処分だけがなぜ教育公務員特例法の適用から除外されているかという点について、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○木田町府委員 大学の付置研究所で個々の大学の要請ということだけでは十分に研究目的を達成し得ない、もう少し広く、国立大学はもとよりでございしますが、場合によれば公私立の大学関係者、その他の研究者からも幅広く参画を得て研究の体制を進めていく、その意味では独立の研究所をつくりました場合に、その研究所の教官人事に流動性を持たせるといふことは大事なことだと思ふのでございます。したがって、従来の大学

付置の研究所よりは、もう少し人事の上では直轄の研究所と同じような流動性のあるものを一面で考えるということが必要であろうかと思うのでございます。ただ、研究所が研究目的を達成いたします際に一番大事なことは、どういう研究者をもつて構成するかということでございますから、その採用につきまして研究者の自主的な体制がとれるように配慮する、これを重視してその研究所の研究目的に資するということを考えておる次第でございます。

○栗田委員　それでは、不利益処分を除外された理由、いま御説明いただいていないのですけれども、なぜ不利益処分について適用を除外されているのか。

○木田政府委員　文部大臣が直接所轄をするという意味では直轄の研究所と同じでありまして、それと同様に規定をさせていただいた次第でございます。

○栗田委員 国立大学というのも文部省の直轄の機関でございますね。しかし、この国立大学に働いています教職員の方々には教育公務員特例法が適用されているわけでして、昭和二十四年教育公務員特例法がつくられたときの提案理由の中にも、学問の自由ということを守って、保障して

いくために、採用、昇任、休職その他の案件や、また不利益処分についても、そこに働く人たちでの協議、その他で考えていく必要があるというよりなことがいわれております。ちょっといふ私ことばが不正確なのですが、たとえばこういうことがいわれております。「大学の自治の保障と学問の自由の保障というふうな観点からいたしまして、大学につきましては単に採用昇任の方法のみならず、転任あるいは降任及び免職あるいは休職、懲戒といったような事項につきまして、広範に大学の自治機関によって、それぞれのことを規定しておるのであります。」というふうに趣旨が述べられていくわけでございます。この立場からいいますと、この共同利用研究機関というものの立場は大学の付置研究所の発展であるという沿革からいいますと、また大学院生などの教育に携わるといふ仕事の中の一つの性格からいいますと、教育公務員特例法の適用をわざわざ除外しなければならぬ、不利益処分について除外しなければならぬ理由というのがはっきりしないのですけれども、もう少しその辺を明確にお答えいたしたいと思います。

○木田政府委員　御指摘の教育公務員特例法で、教育公務員と申しますのは、国立学校、公立学校の教員というふうに規定をいたしておるわけでございます。同法の二十二条は、「教育公務員以外の者に対するこの法律の準用」ということを規定をいたしてございまして、文部省設置法の直轄の研究所の職員は、研究者ではありませんも教育公務員でないという法律体系をとっておるのでございます。また、同様に、御審議をいただいで決定をいたしました特例法の二十二条の規定は、国立学校設置法第三章の二に規定する機関も教育公務

員でないという法体系の中に組み込まれている次第でございます。そこで、教育公務員特例法の中におきます公務員制度の教育公務員としての適用者と教育公務員以外の者に対する準用というこの法律のたゞまにのつとりまして、しかもまた、直轄の研究所でありながら、学問研究ということに非常に重要な共同利用研というものを考えて、この準用規定を整備させていただいた次第でございます。

○栗田委員 私は何っておりますのは、教育公務員ではないという法体系になっていて、その点について伺っているわけでございます。そこが問題になっていくわけですね。文部省設置法に基づく研究所ではなく、国立学校設置法に基づく研究所としてつくられていながら、そして、さきも申し上げましたような内容を持ちながら、なぜ教育公務員ではないのかという点について伺っているのです。ですから、その点で御説明をいただきたいのです。

○木田政府委員 四十五年の改正のとき以来、御審議をいただいたわけでございますが、現行法の規定は、教育公務員は学校の教職員、学校以外のそれに準ずると考えられる者は教育公務員でないという規定になっているわけでございます。今回国立学校設置法の中に御審議いただいておりまされども、国立学校とは切り離した共同利用研究というものを別にしておくわけでございまして、から、教育公務員の体系の上では教育公務員でない者という前提で私ども規定を整備するほかはない、このように考える次第でございます。

○栗田委員 昭和四十六年の第六十五国会のときの議事録がここにございまして、ここで当時の学術会議の会長としておられました江上氏が説明員として参加をしておられまして、この問題についていろいろ主張されておられます。ちよつと長くなるのですが、学問がどんどん発展してきた結果、大学付属の研究所という小さなことだけでは研究しきれなくなつたので、こういうものをつくつたのだという話が續くわけでありまして、「そ

う学問自体の内的な要求に基づいて学者自身がこ

ういう研究をやりたいのだという研究もありま

す。それもやはり国によつてなされていかなけれ

ばならない。そういうものこそしほば全く新し

い発見を導く土台となるものでありまして、そ

ういものが私どもが主張しております純粋の意味

の基礎研究でございます。そういうものが従来主

として大学において行なわれて、その点、私ども

学術会議の主として基礎研究の将来計画として

あるというふうな考え方を私どもはしているわけ

であります。というふうに言っておられます。こ

の御見解についてはいかがが考えになつていら

っしゃるのでしようか。

○木田政府委員 共同利用研究所の性格につきま

しては、私も全く同じように考えます。個々の大

学の学内における専門領域の研究だけでは足りな

い、全国的に見渡していろいろな関係から、場合

によれば海外からも研究者が参画をして、ここ

す。なぜ除外する必要があるのかということだす

ね。採用、昇任などの場合に、いま局長がおつ

しやいましたような立場で扱っておられるわけで

して、けつこうだと思ひます。それならば不利益

処分の場合には、なぜ管理機関として文部大臣が

直接不利益処分をしなればならぬのか、この

点が問題になつていゝのですが、そこをわかるよ

うに明快にお願いしたいと思ひます。

○木田政府委員 不利益処分と御指摘ございま

す。教育公務員特例法を準用してないほうの規

定は、転任の場合あるいは降任、免職の場合、あ

るいは任期とか停年制を定めるというよりなこ

と、懲戒の規定等は準用いたしてございせん。

これは先ほどもお答え申し上げましたように、全

国の大学の同じ研究課題を考える方が幅広く御

利用いただけるような機関である、またさうい

う趣旨で研究者が参画し得るようなものとして考

えておかなければならぬ。中の研究者だけによつ

てみずから守るといふことがこの研究所の目的

に必ずしも適合しないといふふうに考えるので

ございまして、でございましてから、転任とか任期とか

停年とか、こゝろいものを大学の研究所と同じよ

うに規定をしたのでは、この共同利用研究所を全

国の研究所として設けた趣旨には必ずしも適合

いたしません。でございましてから文部大臣が、こ

う点は他の直轄の研究所と同じように考えて、そ

して全国的なものとしてこれが運営できるとい

うことを一面で考えておく必要がある。採用の際

には、御異論もないこととございましてけれども、研

究目的といふことを考へまして、研究の自由とい

ふこととからできるだけその目的に沿つた人が御参

加になるというのが一番いいという趣旨で、その

研究所の目的に適合するように特例法の準用をさ

せていただいている次第でございます。

○栗田委員 当時文部大臣をしておられました坂

田さんが、こゝろ言っておられます。この研究所につ

きまして、「いま大学学術局長の答弁を聞いており

まして、やはり十四条の研究所はむしろ行政目的

による一つの研究所である。まあ直轄の研究所の

いせんね。いかがでしょうか。

○木田政府委員　省令という規定をとって、運営につきましては人事院のほうでルールがあるわけですが、それに基づきまして、文部大臣が文部部内におきましては必要な訓令を設けて取り扱いを指示しておるわけでございまして、実質的に研究員の評価につきましては、研究所の所長が担当することになっておるわけでございます。

○栗田委員　訓令といいますと、これは法的拘束力がありませんね。

○木田政府委員　文部大臣が事務を処理いたします内部部局の定めでございまして、これは大臣がそれによって処理をする次第でございます。事柄

の性質上、省令のように部局を越えた一般的なものではないと、内部部局の処遇に当たらざるという意味での規定の性質上、訓令ということにいたしてございしますが、実質的にそれで十分実情に合うような処置が行なわれておる、このように考えます。

○栗田委員 もう一度お聞きいたしますが、そういたしますと法的な拘束力というものはないわけでございますね。

○木田政府委員 法的には、人事院の局長も見えておりますから御説明もあろうかと思いますが、文部大臣が全体としての責任を負っておるということでございます。個々の評定につきましては大臣が実情に合うように責任者にゆだねるということが当然だと考える次第でございます。

○栗田委員 その辺の仕組みを人事院からちょっと伺いたいと思います。

○中村(博)政府委員 一般の国家公務員の勤務評定につきましては、人事院規則の一〇二二というものがございまして、これが基本的な根本基準をきめております。

そのやり方につきましては、政令がございまして、さらにそれに基きます規則がございまして、詳細な手続をきめておりますが、基本的には各省各庁の長が実施権者となり、そして各段階において評定権者、あるいは調整者というものがあつて、その結果勤務評定が行なわれる、かような構造に相なります。

○栗田委員 それではその訓令を資料として出していただきしたいと思います。後ほどでつこうですが、見せていただきたいと思います。

続けますが、そうしますと、いまのような仕組みになつていくということからいいますと、法的に文部大臣が評定をするというふうな法的な構造というものは欠陥があるわけですね、実際はそういう形で補われているということから言います。どうなんですか。

○木田政府委員 委員の定めに従ひまして、文部大臣が実施の責任者であるということは、別に欠

陥でも何でもないと考えます。

○栗田委員 さつきから質問しておりますように、この評定権者も文部大臣でございすね。間違ひなくそうですね。十二条を適用しますと、そうなりますね。

○木田政府委員 教育公務員特例法の十二条を受けてまして大学管理機関が行なう。この管理機関は任命権者というふうな準用の場合に読みかえてあるわけでございます。したがひまして、文部大臣が勤務成績の評定及び評定の結果に依つた措置をとるということになるわけでございますが、これは勤務成績の評定という事柄全体についての文部大臣の責任を明らかにしたものでございす。大学の管理には、そのことにつきましては、大学の管理機関が負う、こう書いてあるわけでございます。文部大臣が一人所員について評価をしなければならぬというふうには書いてございせん。どの職員の場合につきましても、文部大臣が責任をもつて勤務評定を実施するために一番適切と考える職員が文部大臣を補佐して具体的な評価を行なう、こういう手順になつておる次第でございます。

○栗田委員 そうしますとやはり大臣が評定権者だといふお答えだつたと思ひますけれども、これが実際には非常に不備であるということだと思ひます。実質的にはほかの方が評定をしまして、それを大臣のところに意見を述べていくという形になると思ひます。大学の職員の場合には、教授会の意見に基づいて学長が文部大臣に申し出る形になつておると思ひますが、そうではないですか。

○木田政府委員 特例法十二条の規定は二十五条によりまして管理機関の読みかえがありまして、大学の学部の教育の場合は「教授会の議に基づき学長」が行なうということになつております。

○栗田委員 ですから、大学の学部の場合は扱い方がたいへん違うわけでございますけれども、結局は、その学部の場合には教授会の議に基づいて学長が申し出てそして文部大臣がそれをなさる

わけですね。もう一度伺わせてください。そうではないですか。

○木田政府委員 大学の「学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に依つた措置は、大学管理機関が行なう。」こう書いてございまして、そして「大学管理機関は、読みかえがございしますが、「教員及び部局長にあつては、教授会の議に基づき学長」ということになつておりますから学長とまじりてございまして、文部大臣には関係ございせん。

○栗田委員 ですから、ますます違つてくるわけなんです。大学の場合には学長とまじりになつておるわけですね。そして実際には、高エネルギー物理学研究所などの場合には、文部大臣が評定権者ということに法制上はなりながら、しかし、不都合なために実際には訓令その他で補つていらつしゃるといふことだと思ひます。それでしたならば、法的にも所長なりが勤務評定をするような形に制度上改正すべきであると思ひますけれども、それが私の意見でございすますが、どうですか。

○木田政府委員 評定権者ということばにつきましては、私はそれをそのとおり使つておらないのでございすますが、それは「学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に依つた措置は、大学管理機関が行なう。」この「大学管理機関」のところを準用いたしまして「任命権者が行なう。」こう書いてあるわけでございます。それは任命権者の責任においてそういう評定あるいは評定の結果に依つた措置を行なうという勤務評定制度なん

でございます。ですから、研究所の職員、その他一般の文部部内の職員につきましては、文部大臣が勤務成績の評定及び評定の結果に依つた措置をあわせてる責任のものであるということでございます。個々の職員についてどのような評定をするかというものは、その評価をするのに適切な人間が評定を行なう、こういうことに定めてあるわけでございます。(よくわかりますと呼ぶ者あり)

○栗田委員 私にはさつきわかりませんので、

が、そうしますと、評定権者はだれになるのですか。いまのお答えですと、評定権者はだれになりますか。この十二条をそのまま解釈しますと、だれになりますか。

○木田政府委員 高エネルギー研の場合には、大臣が所長をして所員の評定を行なつておる、こういう次第でございす。

○栗田委員 そうしますと、評定の最終責任者は文部大臣ということでございますね。

○木田政府委員 高エネルギー研究所の所員に対しまして勤務評定制度の責任は文部大臣が持つておる、こういうことでございます。

○栗田委員 そうしますと、先ほど評定権者というところに疑問があるというふうにおっしゃいましたけれども、いまのお答えと矛盾があるわけですが、やはり法律というものはそのまますぐ解釈すべきであつて、その点で歯どめのないようなもの、不備なものについては省令その他で補つていく、省令の改正その他制度的に保障していくということが必要だと私は思ひます。いかがでしようか。

○木田政府委員 くだいようでございすますが、法律は評定権者とは書いてございせんので、「勤務成績の評定及び評定の結果に依つた措置は、任命権者が行なう。」というふうに準用させていただきます。

○栗田委員 そうしますと、評定の最終責任はだれがとるのですか。評定はだれがしますか。どうもわからないのですが……。

○木田政府委員 職員の勤務成績の評定につきましては、実際に評価を記入するもの、またそれを調整するもの、いろいろな段階で評価を加えていくという制度になつております。そういう制度を全体として実施するのが文部大臣の責任である、こういうことになつておる次第でございす。

○栗田委員 そうしますと、評定は所長がやつてよろしいですか、それならそれで……。

○木田政府委員 研究所の所員の評価は、所長が実施をいたす次第でございす。

○栗田委員 所長が実施をして——法的にはそれでない形になっておる、このところは検討の必要などところだと私は思いますが、いかがでしようか。

○木田政府委員 法令の規定その他、最終責任が大臣にございますから、いろいろな場合に文部大臣とか任命権者ということが出てくるわけでございまして、現実の処理は、そうした人の責任においてそれぞれ適切に事が運ばれておるわけでございまして、私ども何も矛盾しておるとは考えておりません。

○栗田委員 私の最後の意見としまして、この点は省令を改正しまして、所長が評定の責任をとるというふうに制度上も保障すべきだ、そのことを私は主張しておきます。

それでは次に、高エネルギー物理学研究所の組織運営規則を見ますと、ここに評議員や運営協議委員の任命は文部大臣が行なうというふうになっております。そうですね。

○木田政府委員 そのとおりでございします。

○栗田委員 評議員、運営協議員の性格からいまして、このメンバーの方々というのは高度の研究でございしますけれども、文部大臣が任命をされる、任命すべきかどうか判定する素材として、もつともとと学術会議その他の意見を反映するような法制上の保障が必要だと思ひますが、その点いかがでしようか。

○木田政府委員 文部大臣が所管の責任を負います共同利用研究所として設置されておるわけでございまして、他の一般の研究の場合もそうでございしますけれども、運営を適切にいたしますためにその研究所の目的に關係した適切な方々を評議員として御委嘱を申し上げております。一般の場合も同様でございします。やはり関係者の意見を徴しながら、高エネルギー研究所の場合には所長の進言を一番中核にいたしまして、私ども、評議員を御委嘱申し上げております。支障ないものと考へております。

○栗田委員 私が主張しておりますのは、実際に

はそうやっていらつしやると思ひますが、法制上意見が反映されるような制度的な保障がやはりここでも必要だと思ひますが、その点いかがでしようか。

○木田政府委員 運営上やはり一番趣旨に適した適切な運営を心がけていくことが私どもとしては一番大事なことであるというふうに考へております。評議員の選任その他、できるだけ慎重を期して取り運んでおる次第でございします。

○栗田委員 いま私が申しました幾つかの点、不利益処分についての教育公務員法の適用をすべきであるということや、それからいまの十二条、勤務評定についても、法制上の評定権者が所長であるようなことを保障すべきだということ、いまの評議員、運営協議員の任命について、学術会議の意見が十分に反映できるようにもつとすべきだという意見を申し上げて、この点での質問を終わらせていただきます。

それでは続きまして、三つの医学部また医大の設置に伴う問題で質問させていただきます。

まず医学部、医大の設置でございします。ことし四十八年に三校、来年四十九年に四校の設置がございしております。残りがまだ九県、医大、医学部のない県があるというふうに聞いております。そこで、ことし旭川、愛媛、山形がまず選ばれました。その理由はいろいろとあるにございします。しょうか。いま各県ともに医大の設置という要望がかなり強いようですけれども、その中で三県が選ばれました要件になりましたのはどういふ点でございしますか。

○木田政府委員 やはりそれぞれの地域におきまして医師養成の必要数、それからまた設置をしてまいりますのに必要な関係諸条件の整備、そういう点を勘案いたしまして今回御提案申し上げております三つを選んだ次第でございします。

○栗田委員 医科大学設置調査会の黒川報告があるわけですが、この中で「当面の医科大学設置場所選定基準」というのがございします。御存じでいらつしやいますか。それでこの中に医科大学

設置の条件としまして「態勢が整っていること」ということがございしますが、いま局長のお答になりまして内容は、この態勢が整っていることに該当するのでしょうか。

○木田政府委員 ここにあげております諸条件を、私が包括して申し上げたつもりでございします。

○栗田委員 その他の条件もございしますけれども、態勢が整っていることという中に「医科大学の設置、運営について地元の具体的な協力、援助が得られること」と書かれております。この援助の内容というのはどういふのでございしますか。

○木田政府委員 医科大学がさらに地にぽつんと存立し得るわけではございしません。やはり大学一つつくるにいたしまして、その地域に、取りつけ道路から始まりまして、いろいろなエネルギーサプライその他医科大学がつくれるような態勢がなければつくれるものではございしません。ですから、そうした医科大学を設置した運営するにいたしまして、これは極端な例ではございしますが、やはり解部体の確保その他の協力というものは、医学教育で解部その他の他を實施します場合に非常に重要なことなでございします。こうした地域の方々の協力、援助というものがなければ、医科大学が孤立して存在し得るわけにまいりませんから、そうした地域の御協力というものを大事に考へていきたいというふうに思つておる次第であります。

○栗田委員 援助の中に、たとえば経費の一部負担とか、その医学部とか医大の校舎の一部を地元が負担するといふようなことが入っております。しょうか。

○木田政府委員 医学部あるいは病院をどこにつくるかという点につきましては、やはり地元の御協力がなければつくれません。その意味では地元の方々に、地元地域の将来の発展とも考へあわせましてこの地域につくるのがいい、そういう土地の提供その他について御協力をいただくということ

はお願ひをいたしております。

○栗田委員 医学部の校舎の一部を地元が負担するといふような問題について、そういうことも入っておりますか。さきに御質問いたしましたが入っております。

○木田政府委員 今回御提案申し上げております三医大につきましては、校舎その他は国立の学校として国のほうで整備をしていくという考へ方で進めております。

○栗田委員 私、旭川、愛媛、山形の医大、医学部建設について、地元がどのような負担をしているかという資料を手に入れました。地元の調査によりまして、私これを持っておりますが、たいへん大きな地元負担をしております。たとえば旭川医大に關しましてすでにいままでに完了している、地元の負担している事業だけで総額二十八億円もございします。御存じでいらつしやいますか。

○木田政府委員 先ほど申し上げましたように、医科大学が地域の中で医科大学としての機能を發揮し得るよう、地域の態勢の整備ということをそれぞれお願いをいたしてございしますから、その意味で地元の関係者が相当の御協力をなすつていっていることは承知しております。金額についてはいまつまびらかにいたしております。

○栗田委員 この旭川医大の二十八億の内訳ですが、北海道が十九億出してあります。旭川市が六億、設置協力会といふものが三億を現在まで負担しております。この中で、たとえば医学進学コースの校舎三十五教室二億四千万円、これは地元が負担しております。こういう問題をどうお考へになりますか。

○木田政府委員 医進校舎の点につきましては、私ども心当たりがございしません。旭川につきましては、国立の北海道教育大学の旭川分校のあいた校舎をとりあえず医進課程の校舎に予定いたしておりまして、そうしたものは別に御用意していただくといふような考へ方にはなつておりません。

○栗田委員 それでは、それはよく御調査いた

それから、エネルギー関係の整備、設置等二億三千万円、これは旭川市が主体となって負担しております。いかがでしょうか、この辺は。

○木田政府委員 大学の施設あるいは大学病院等をつくり出す場合に、地元で一番御希望になりまして用意されました都市に校舎あるいは病院をつくるにいたしても、そこへくるまでのエネルギー関係の施設を、やはり地域としての御協力をいただきたというふうに私も考えております。これは大学のキャンパスの入り口のところまで持つてきていただきたというお願いをいたしております。それがございませんと、大学としては機能のしようがございませんと、そういう点での御協力はちやうだいをいたしております。

○栗田委員 次に、その宿舎、一万一千坪の宿舎ですが、これは職員の宿舎です。百三十戸地元が負担しております、二百七十戸国が負担しております。このうち地元負担にかかる分が八億六千万円でございます。この辺はどうお考えになりますでしょうか。

○木田政府委員 国立大学一つつくりますと、約一千人の関係者がそこに勤務をするようになるわけでございます。これはその地域の市民、住民として生活もするわけでございます。こういう勤務者がその地域で勤務できるような態勢になるというところは、やはり地元の御協力なくしてはできないことだと思っております。先ほど御指摘がございましたように、国家公務員でございますから、その勤務者に対して国が施設を提供するという一面もございします。しかし、全部の国家公務員が公務員宿舎にみんな入っておるわけでもございしません。またその地域の方々が、国立大学に勤務をして御協力をいただきたということもございします。そうした方々の受け入れを、地元住民としてあたたかく受け入れていただくという御協力をお願いしたいものと思っております。何がしかの宿舎を地元のほうで御提供いただき、発令をする職員ですぐにでも勤務できるような態勢はお願いしたいというふうに申しておる次第でございます。

す。

○栗田委員 いま三つほど旭川市への負担の状況について私が申し上げました。大蔵省当局、御存じないところもあつたわけでございますが、もしこのよう事実があらわれたら、これは地方財政法に照らしてどうであるかということ、それぞの点について自治省からお答えをいただきたいと思ひます。

最初の第一点、医学進学校舎の仮校舎を二億四千万円地元が負担しているということ。御存じないということでしたけれども……

第二点、エネルギー関係の整備、設置等です。大学の入り口までならよいのかということ。また、学内までこれを設置していただくという場合もあるわけですが、そのような場合はどうか。

それからいまの宿舎です。医大を建設するために必要な国家公務員の宿舎の三分の一くらいを地元が負担している。八億六千万円。こういう点に關しましてどうお考えになりますでしょうか。地方財政法の立場から見るとどうかということをお答えいただきたいと思ひます。

○福島説明員 地元負担の問題についてでございますが、地元負担と申しましても、ただいま御指摘のありましたように、道なり市町村という地方公共団体が負担をする場合、それから地元で結成をいたしております期成会あるいは協力会等が負担をする場合、いろいろあるかと思ひます。地方財政法並びに地方財政再建促進特別措置法で規定をしておりますのは、国と地方公共団体との間の適正な財政秩序の維持を目的といたしまして規定をいたしております。かりに仮校舎等につきまして、地方団体がそういうものを建てまして提供する、あるいはその経費を持つという事になりますと、これは問題があらうかと思ひます。

それからエネルギー関係につきましても、これは専用部門ということになりますといわゆるこの構内の問題になりますので、これを持つという事になりますと問題でございますけれども、入り

口までのエネルギー関係の施設につきましては、これはその地域の開発にも関連するところがあるかと思ひますので、一がいにこれが法律に抵触をするしないの議論は、実態を見ないと非常にむずかしい問題ではなからうかと思ひます。

宿舎の問題につきましても、こういうものを地方公共団体が建設をして、そうしてこれを無償で国に渡すとかあるいは貸すとか、そういうようなことになりますと、これはよく実態を検討してみなければいけませんけれども、問題があるのではないかと今ふりに考えております。

○栗田委員 次に、いま自治省からそのようなお答えがございましたが、今度の旭川市の地元負担の中で設置協力会というものがつくられて、ここ三億円の寄付をしております。このような協力会とか後援会とか、類するものをつくることに關しましてどう考えたらよいのでしょうか。自治省から伺いたいと思ひます。

○福島説明員 民間で協力会を設置することににつきましては、地方財政法関係の立場から申しますと特段の意見を申し上げる筋合いではないと思ひますが、その地域の開発なりあるいは住民の福祉につながるということで民間的な協力をすることであるならば、それに対してそれを否定するということ見解は自治省としては持つておりません。

○栗田委員 この旭川市の設置協力会の中には、理事として道知事また旭川市長が入っておりますが、このように地方自治体の長が参加しているということは問題になると思うのですが、いかがでしょうか。

○福島説明員 御質問をされるような疑いが持たれる点もあらうかと思ひますけれども、そのことをもって直ちに協力会そのものが、地方財政法なうあるいは再建法の規定の趣旨に抵触するということまでは言えないのではないかと考えております。

○栗田委員 重ねて伺いますが、その直ちに抵触

しないというあたりですね、その辺をもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○福島説明員 たいへん判断が、何と申しますか、ストレートな判断がむずかしいのでそう申し上げたわけでございますが、入っておるから抵触をするということではないということでございます。

○栗田委員 そうしますと、市町村、地方自治体が寄付などをするならば抵触するけれども、ただ参加していただきたものでは、しないというふうに解釈していいわけですか。

○福島説明員 形式的にはおっしゃるとおりでございます。

○栗田委員 それでは、かなり旭川医大に關しましては、私が手に入れました資料のとおりでございます。自治省の立場からいま御説明いただいたような問題があるわけでございます、そのままだと十分調査をしていただきたいと思ひます。けれども、こういうことがあつた場合、あるとすれば、このことについてはどういう立場で対処なされますのか、文部大臣に伺いたいと思ひます。

○奥野国務大臣 何か国と地方で協力し合うようなことが悪いように私には受け取れるのですけれども、私は、無理な負担を地方団体にしているのではない。また、そういうたまたまにおいて地方財政法ができてゐるわけでございます。したがって、そういう点で無理な負担をいっている面がございしましたら教えていただきたして、そういうことは是正につきまして私たちがいたしましては最善の努力を払つてまいりたい、こう考えるわけでございます。やはり国も地方公共団体も、住民全体のために、その福祉の向上のために努力を合せている団体でございますので、当然に力を合

わせていかなければならない。しかし、国の負担すべきものを無理に地方に押しつけるというやうなことは避けなければなりませんので、そういう事例がございましたら教えていただきたして、改

善に努力を払っていきたいと思います。

○栗田委員 いま大臣お答えでございしますが、先ほど自治省からの答えですと、いま私が最初言いましたような内容があるならば地財法に照らしてみて問題であるということをおっしゃっていらつしやるわけです。無理な負担があるかないかという抽象的な問題ではなくて、やはり具体的に法に照らして考えていかなければならないと私は思いますので、そういう点でもう少し大臣の御見解をはつきりしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木田政府委員 最初に御指摘のございました施設、教室を地元につくってもらっているというケースは旭川にはございせん。これは私どもとしては知らないことではございせん。

それからエネルギーサプライその他は、やはり医学部ができ病院ができて、その地域がやはりその地域として発展していくということに対応するものでございまして、これはその地域の発展計画、地元の御当局がここにこういうものがあつてほしいという御要請、それと私どものつくるといふ仕事がつながる形で仕事をできるようなにするために必要なことではございまして、別に地方財政法に抵触するようなことではないというふうなことに私どもは思ひます。また、宿舎につきましても、地域住民としての受け入れをお考えいただくというところでございまして、つくった宿舎を国にほしいというふうな申し上げているわけでも何でもございせん。そうした実質的に大学が設置し運営できるように地域の方々に御協力をいただくということも必要です。私は相ともに充実していくために必要なことではないかというふうに考えておりますので、地方財政法に抵触するというふうには理解をいたしません。

○栗田委員 宿舎に關しまして、さっきの自治省とちよつと御見解が違つたのですが、その辺をもう少しはつきりさせていただきたいのです。さっきおっしゃいましたね、公務員宿舎を地元につくら

せて、そこに国家公務員を入れるということは問題だということに。そうであるならば問題だということに。おっしゃつたと思いますが、その辺も一度伺つておきたいと思ひます。

○福島説明員 宿舎につきましては、まだ建設をしていかうかつかまひらかにいたしてございせんけれども、宿舎をつくつてそれを国に提供するとか、あるいは宿舎をつくる経費を寄付するとか、そういうことを地方団体が行った場合には問題であるということをお願いしたわけではございまして、現に国に對しまして無償でそういうものを提供しているというふうなことは聞いております。

○栗田委員 わかりました。いま二十八億円の事業内容というのはいさうすに完了しているというふうな旭川から言つておりますので、ぜひ御調査をお願いしたいと思ひます。

引き続きまして愛媛でございしますが、愛媛大学の医学部、非常に問題があるものですから困るのです。地元協力会が六億円を出してございまして、四十七年から五十年にかけて集める予定で、現在三億圓くらい集まつているということではございせん。この中で、やはり医学進学課程の実験実習費二千万円を負担しております。それから医学部専門課程の実験実習費、診療器具四億圓を負担しておりますけれども、こういうものの負担ということは、もしこれが事実であればやはり地財法に抵触するのではございせんか。

○木田政府委員 今回つくりまします三つの医科大学につきましましては、地域の診療体制との関連もからみまして、医科大学としての必要な設置基準と比べますとやや小さい病院をつくることにいたしております。その部分は地域の関連教育病院の御協力というところによつて処理をしていく、そのほうが教育上もまた地域の診療態勢としても適切であろうという考え方をとおるのでもございせん。したがひまして、それぞれの受け入れ地点の方々が、関連教育病院としての学生の受け入れその他について地元の関係病院の教育態勢を整備する、

こういう点での御協力をいただいております。これは事実でございせん。またそういう意味で関係の教育病院が充実していくことは地域の診療態勢の充実にもいいことであらうというふうな考えをしております。いま御指摘になりました金額がどういふところからどういふふうに出ているのか、私ちよつといまここで明らかにしておきたい。私ども、私のほうといたしましては、大学自体のほかに地域の病院の充実整備をしていただいて、それが関連教育病院として協力できるようなものになりたひ、こういうことで御協力をお願いしていることはございせん。

○栗田委員 関連教育病院はまだほかに非常に費用をかけております。いま私が御質問いたしましたのは関連教育病院とわざわざ切り離しまして申し上げたわけですが、関連教育病院の中でいろいろかかつていくことに問題があると思ひますけれども、切り離して申し上げたわけですが、愛媛などの場合医学部と関連教育病院の図書だけで九千四百万円も使つております。これはいま切り離して申し上げたので、医学進学課程の実験実習費などではございせん。ですから、これはまさにもう間違ひなく教育をするために必要な実験実習費として申し上げたのですけれども、そういう点でいかがでしょうか。

○木田政府委員 地元の協力会からそういう整備につくましまして何がしかの御協力をいただくということはあらうかと思つております。しかし、これは別に地方財政法に關係のあることではございせん。

○栗田委員 この三大学医学部設置につきましまして、地元負担の問題では非常にいろいろと問題があるようではございせん。ぜひ厳密な調査をなさいますので、そしてないはずということではなくて、あるのかないのか正確に文部省の責任としてお調べいただきたいと思ひます。その調査なさいました結果はぜひいただきたいと思います。次に、この三大学医学部の設置に伴う用地の問題なんですけれども、この用地はどんなふうになつていますか。

なつていますか。

○木田政府委員 これは地元の将来の発展計画と一番関係の深いところではございせん。地元の方々はどこにつくつてほしいかという点では一番大きな関心をお持ちでございせん。また、その意味でお骨折りをしておられるわけではございせんから、用地を確保していただきたひで、それを大学がつくれるように提供していただきたひで、それに対しては借料を考へておるというのが今日の段階でございせん。

○栗田委員 どの程度の借料でお借りになるのでしょうか。一平方メートル当たりどうなのか、総額としてそれぞれどうなのかというのを三つの大学医学部についてお聞かせください。

○木田政府委員 今日のところは施設を整備するというところでございせん。御用意いただいた土地に對して施設を整備するという段階で借料を考へておる次第でございせん。これが今後大学としての体制が、法律が御承認もいただいて成立して整つてまいりましたならば、それに應じて借料を考へるということにいたしてございせん。

○栗田委員 それではまだ幾らで借りるかということもきまつていないし、いつから払うかということもきまつていないわけではございせんか。

○木田政府委員 四十八年度から使用を開始いたします部分につきまして時価によつて借料をお払ひする、こういう考え方でございせん。(発言する者あり)

○栗田委員 まだ始まつていないからというふうな声がだいたいございせん。それではすでにやられております秋田大学の医学部、この用地はどんなふうになつていますでしょうか。

○木田政府委員 秋田大学につきましては、現在のところ地元から用地を無償で貸していただいております。

○栗田委員 秋田大学ができましたときには、いづれは有料でというふうな御答えがあつたようではございせんが、これが無償になつたわけではございせん。無償になりました経過というのはどういうことなので

しょうか。その他現在の、今度の三つの医大について是有償でおっしゃいますけれども、秋田が無償ということですね。これはどういうことでしょうか。地元には大きな負担をさせていると思いませんか。……

○木田政府委員 秋田大学の医学部をつくる際には、地元の秋田県御当局からそのような趣旨のお話がございます。そのお話を受けて無償で借り受けて、秋田大学の整備をいたしましたところでございます。

○栗田委員 大蔵省に伺いたいのですが、地方自治体の所有地を国が借ります場合、普通どんなふうな手続をとっているのか、またどんな形で賃借料を払っているのかということ、逆に国有地を貸している場合、自治体の、たとえば小中学校などに貸している場合、どうなっているのかということ、大体の概要をお聞かせいただきたいと思ひます。

○川崎説明員 お答えいたします。

大蔵省の所管しております国有地を貸し付けます場合には、貸し付けの基準というものがございまして、各地方によりまして、坪当たり幾らになるという計算をして貸すわけでございますが、国が借ります場合には、それぞれの行政目的があつて借りるわけでございますから、大蔵省が借りるといふ形をとりませんで、文部省なら文部省、厚生省なら厚生省と、そういう所管省庁が借りるといふ形をとるわけでございます。したがいましめて、その場合の借料は、予算的な意味での統制はあろうかと思ひますが、私どものほうで一般的な統制はいたしております。

○栗田委員 貸し付ける場合には基準がきちんとあつて借料を取つていますが、借りる場合にはその辺はつきりしていないというのですけれども、その辺で秋田大学の無償の問題などもからんでまいりますけれども、やはり地方自治体に大きな負担を負わせないという立場から考えまして、その辺をもう少し調整していく必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○木田政府委員 自治体がどういうふうな土地の提供をしてくださるか、自治体との御相談で私どもも御協力を得たいというふうに思つております。国立大学をつくり出すのは、やはり地域の方々と一緒になつて協力しながら地域の中の国立大学としていいものをつくつていく、こういうことではなければいけませんと思つております。その意味での必要な御協力をお願いし、また国としてのなすべきことはいたしまして、目的を達成したいと考えております。

○栗田委員 秋田の場合には四年間すでに無償になつておりますが、たとえば地方自治体から有償にしてほしいといったような要求がありましたならば、文部省としてはしかるべき措置をおとりになりますか。

○木田政府委員 もともと無償という御提案がございまして、そのようにお約束をさせていたでいてるわけでございますが、また先方のお話がございましたならば、それによつて御相談をさせていただきます。

○栗田委員 それでは、私はいま医大設置の地元負担に關してだけ質問させていただきます。あとまだ医学部また医学部の付属病院などに關係しまして、実はたくさん質問の点がございまして、ずつとたくさん質問をしたいと思ひましたけれども、かなり時間が過ぎておりますので、きょうはこれで私の質問を終わらせていただきます。きょうは、最後に、やはり医大設置に關係して、さつきも申しましたようなかなりの問題があらりますので、ぜひ御調査をお願いして、妥当な措置をおとりいただきたいということをあらためてお願いしておきます。

各省にいらしていただきまして、まだ御質問してないところもございまして、たいへん御足労いただきましたけれども、私はきょうはこれで終わらせていただきます。

○田中委員長 次回は来る六月一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十五分散会

文教委員会議録第五号中正誤

ベシ 段行 誤
七 四 五 研究不可欠
八 二 六 不可決な
不可欠な

同 第六号中正誤

ベシ 段行 誤
三 三 末 熱意は
熱意に

同 第七号中正誤

ベシ 段行 誤
五 四 末 ないかのと
七 三 三 しゃつちやう
三 二 末 私ほ操
六 二 四 ございませう
三 四 末 ように実情
元 三 六 しゃかと
元 四 末 先ど

同 第八号中正誤

ベシ 段行 誤
一 三 四 おそらく
おそく

同 第九号中正誤

ベシ 段行 誤
二 一 元 特殊教育は
三 三 四 いう大きく
三 四 九 先活は
七 二 末 費用
仕様

同 第十号中正誤

ベシ 段行 誤
一 四 末 考慮し
二 四 五 教育養成
三 二 二 から格
三 四 三 なりません
一 一 末 四年生の
二 三 三 教育の敷
三 三 末 言うよりか
四 二 八 ではないと
六 三 三 当然であつて
七 三 三 いましま
八 四 末 あわゆる
二 三 三 まさるものと
三 三 三 なかなか
三 三 末 ますがます
元 四 二 一片知識
元 一 二 証正
元 一 六 工業教科
三 二 五 並通
三 三 末 山のの
三 四 七 山てない
三 一 末 立考で
三 二 元 だを思
三 二 末 幼稚園
三 三 七 からば
三 四 末 山られ
三 二 末 なして
三 四 末 方俵給
方俵給

同 第十一号中正誤

ベシ 段行 誤
二 三 四 ものとし、
ものとして、

同 第十二号中正誤

ベシ 段行 誤
一 四 末 考慮し
二 四 五 教育職員養成
三 二 二 から人格
三 四 三 ありません
一 一 末 四年生の
二 三 三 教員の敷
三 三 末 言うよりか
四 二 八 ではないと
六 三 三 当然であつて
七 三 三 いましま
八 四 末 あらゆる
二 三 三 まさると
三 三 三 なかなか
三 三 末 ますが、ま
元 四 二 一片の知識
元 一 二 訂正
元 一 六 工業の教科
三 二 五 普通
三 三 末 出るので
三 四 七 出でない
三 一 末 立考で
三 二 元 だと思
三 二 末 幼稚園
三 三 七 からは
三 四 末 出られ
三 二 末 なくて
三 四 末 方の俵給

昭和四十八年六月六日印刷

昭和四十八年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局